＜TAC＞無断転載・公衆送信を禁じます。

TAC 公認会計士講座

2022年論文式試験

合格者答案まとめ

p. 2-監査論

p. 12-租税法

p. 22-会計学午前

p. 32-会計学午後

p. 47-企業法

p. 57-経営学/p. 67-統計学/p. 76-経済学

はじめに

本資料は、合格者から TAC へ提供いただいた採点前本試験答案の写しについて、計算部分のみ TAC の解答予想に基づき採点を行い加筆・集約したもの。

大問ごとに、実際の素点情報と偏差値情報（調整後得点÷配点で算定）を添えている。

【掲載順】

大問ごとに

提供者のうち 最高偏差値答案

偏差値 56 付近答案（科目合格レベル）

偏差値 52 答案（ボーダー答案）

偏差値 50 答案

偏差値 40 答案（科目全体が偏差値 40 を切った場合、足切りとなる）

※実際の採点前答案写しは、何も書き込みが無い状態で開示される。

本試験 素点と偏差値の関係分析まとめ

令和4年(2022 年)

2023. 6時点

科目	大問番号	偏差値４０ 素点目安	偏差値５０ 素点目安	偏差値５２ 素点目安	偏差値５６ 素点目安
監査論	第１問	9-11	14	15	17-18
	第２問	4	13	14	16-18
租税法	第１問	11	16. 5	18	21
	第２問	20	30	32	36-37
会計学 午前 (管理会計)	第１問	14	23	24-25	27-28
	第２問	5-6	11	12	14
会計学 午後 (財務会計)	第３問	32	40-41	41-42	46
	第４問	16-17	24	26	29
	第５問	16-17	26. 5	28-29	33-34
企業法	第１問	8	15. 5	17-18	20-22
	第２問	3-4	12-13	15	20
経営学	第１問	22	30	33	35-36
	第２問	15-17	23-24	25	29
統計学	第１問	23. 5	31	33-35	39-40
	第２問		25	28	29. 5
経済学	第１問				34
	第２問				35
民法	第１問				
	第２問				

※会計学第２問　素点９点→調整後得点 23. 1（偏差値 46. 2）
素点８．５点→22. 2（偏差値 44. 4）
素点７．５点→21. 7（偏差値 43. 4）
素点７点→21. 2(偏差値 42. 4)
素点６点→20. 3(偏差値 40. 6)

前年度　令和３年(2021 年)

2022.3.23時点

科目	大問番号	偏差値４０ 素点目安	偏差値５０ 素点目安	偏差値５２ 素点目安	偏差値５６ 素点目安
監査論	第１問	10	15.5-16.5	17.5-18.5	19.5-20.5
	第２問	11	17	18	20.5-21.5
租税法	第１問	10-12	16	17	19.5-20.5
	第２問	11-12	22	23-24	27
会計学 午前 (管理会計論)	第１問	14-16	23	25	27-28
	第２問※	2	8	9.5	11.5
会計学 午後 (財務会計論)	第３問	16-17	25	27	30-31
	第４問	29	37-39	38-40	43-45
	第５問	15-16	26-27	28-30	34-36
企業法	第１問	5	15.5-16.5	17.5-18.5	19.5-22.5
	第２問	2-4	12-13	14.5-18	19-21
経営学	第１問	17-21.5	25-28	26-29.5	29-31
	第２問	15-16	21-22	22	25
統計学	第１問	31	40	41	47
	第２問	-	30-32	31-33	-
経済学	第１問	-	-	-	42で偏差値60
	第２問	-	-	-	43で偏差値58
民法	第１問	-	-	-	-
	第２問	-	-	-	-

※会計学第２問　素点８点→ 偏差値50
素点７点→ 偏差値48
素点６点→ 偏差値46
素点５点→ 偏差値44.8

★テキスト記載の基礎的な計算・理論が獲得できれば、合格ラインに達する。
★大問ごとに偏差値が付くため、大きく手薄な論点を作らないこと。時間配分も注意。　参考：５月短答後論文学習法セミナー資料　成績の決まり方

監査論 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第１問	35.5	37.95	75.9

平林注：このように書き始めは1文字空けるのが正式なルール。

問題 1

問 1

監査人は、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る必要があるが、重要な虚偽表示リスクの中には財務諸表全体に広く関わりがあり特定のアサーションに結びつけられないものが存在する。よってそのようなリスクに注意し、重要な虚偽表示を看過しないために財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている。

問 2

近年、経営者による会計上の見積りが複雑化し、見積りの不確実性、複雑性、主観性が大きくなり、また経営者の偏向が介入する可能性が高くなったことから、それらが固有リスクに与える影響が大きくなっている。よって、固有リスクを適切に評価することが重要で虚偽表示リスクの適切な識別・評価につながり、その重要な虚偽リスクに対する適切なリスク対応手続が行えることから、固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

重要性の基準値は、一般的に最初に税引前利益などの適切な指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する、というように決定される。

問 2

虚偽表示は個別に又は集計すると合理的に、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。ここで、被監査会社の規模や経営状況、利用者のニーズなどにより重要性があると判断される金額は異なるが、重要性の基準値を画一的に設定してしまうと、特定の状況では重要性のあるものが開示されないなど利用者の経済的意思決定を誤導してしまうおそれがある。よって、重要性の基準値は画一的に設定はせず個々の監査人の判断によって決定される。

余事記載で埋めない。

問題 3

問 1

監査人は、リスク評価手続において統制リスクを評価する際、内部統制システムの整備状況を理解する必要がある。ここで、企業の内部統制システムの整備状況について最も知識を有しているのは内部統制システムを整備・運用する責任を有する経営者であり、また経営者の内部統制システムに対する考え等が統制リスクに影響を与えることがある。よって、監査人は設問のようにしなければならない。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：実証手続のみでは、アサーションレベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合、運用評価手続を必ず実施しなければならない。

その理由：監査人は、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価した固有リスクと統制リスクの積である重要な虚偽表示リスクに対応した発見リスクを決定し、それに対応したリスク対応手続を実施する。ここで、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるためには、重要な虚偽がないことについて合理的な保証を得る必要があり、合理的な保証には十分かつ適切な監査証拠を入手したときに得られる。よって監査人は、上記の場合には運用評価手続を行わなければ十分かつ適切な監査証拠を入手できず、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることができないため、運用評価手続を必ず実施しなければならない。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第1問	18.5	29.3	58.6

問題 1

問 1

重要な虚偽表示リスクの中には、必ずしも個々のアサーションに結び付けることができないものが存在する。この点、これらのリスクは、あらゆる財務諸表項目において、重要な虚偽表示をもたらす可能性がある。したがってこれらの重要な虚偽表示を看過しないために財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別・評価する必要がある。

問 2

従来の固有リスクと統制リスクとを合わせて重要な虚偽表示リスクとして評価する方法によると、会計上の見積りの複雑性に対応することができず、また内部統制の運用状況を評価することなく、統制リスク、重要な虚偽表示リスクを評価することのできる余地を生じさせていた。加えて、重要な虚偽表示の多くは固有リスク要因に応じて発生するため、重要な虚偽表示リスクの多くは固有リスクに基づき識別することが適切であると考えられる。したがって、固有リスクは統制リスクと分け、かつ固有リスクの評価が重視されることとなった。

問題 2

問 1

重要性の基準値は、予算財務計算書における経常利益や売上高などの指標に、監査人の専門家としての判断の下、5%などの特定の割合を乗じて決定する。

問 2

重要性の基準値は、財務諸表全体において重要であると判断される虚偽表示の金額のことを指すが、被監査会社にとってどの程度が金額的に重要であるとするかは企業環境等によって異なるものであり、また期中の状況によっても変化するものである。この点、当該重要性の基準値を画一的に設定した場合には、こうした変化に柔軟に対応することができず、重要な虚偽表示を看過する可能性が高まる。したがって、このような弊害を防止すべく、重要性の基準値は個々の監査人の判断によって決定される。

問題 3

問 1

統制リスクの評価は内部統制の理解としての内部統制のデザインの評価と業務に適用されているかの検討及び運用状況の評価からなるが、企業内部で整備・運用される内部統制の適用状況や運用状況について、経営者は多くの情報を有していると考えられる。そのため、当該情報について質問することは、統制リスクの評価を適切に評価をする上で有用であると考えられる。したがって経営者への質問が求められる。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合。

その理由：監査人は重要な虚偽表示リスクと発見リスクからなる監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められるが、企業が IT 等を利用して業務を行っている場合などで、実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手することができない場合には、実証手続のみでは発見リスクを合理的に低い水準へ抑えられず、その結果、監査リスクも合理的に低い水準に抑えることができなくなってしまう。そのため、この場合には、重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制の有効性について、監査証拠を入手し、発見リスク、監査リスクを合理的に低い水準へ抑えるべく、運用評価手続が求められる

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第１問	15	26.2	52.4

問題 1

問 1

財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクは、特定のアサーションと必ずしも結びつけられるものではないためアサーションレベルで識別することが行われないと看過するおそれがある。また、当該リスクは財務諸表全体に広く関わり始め、アサーションの多くに潜在的に影響を及ぼす。よってアサーションレベルだけでなく財務諸表全体レベルでも重要な虚偽表示リスクを識別し評価する必要がある。

問 2

近年、特別な検討を必要とするリスクの定義が固有リスク要因が虚偽表示の発生可能性と金額表示が生じた場合の影響の度合いの組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い場合と定義すると評価され明確な重要な虚偽表示リスクとされた。つまり特別な検討を必要とするリスクを定めるには固有リスクの重要度を正しく評価する必要がある。この点、固有リスクとは関連する内部統制が正しい、独立のアサーション固有のリスクであり、固有リスクの重要度は相対的なものであり検討には監査人の判断を伴う。よって固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

重要性の基準値は報告利益とする財務諸表に基づき、最初に指標を選択し、その指標に対して職業的専門家としての判断を基に算定した特定の割合を掛けて求める。

問 2

重要性の基準値とは監査計画の策定時に決定した、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額であり、絶対的なものではなく監査の実施過程で改訂されることがある。また、重要性の基準値を決定する際に使う指標は企業によって適切なものが異なるため監査人の判断が伴う。割合についても状況に応じて変わるため監査人の判断を伴う。したがって、重要性の基準値は監査人の判断によって決定されるといえる。

問題 3

問 1

統制リスクとは取引種類、勘定残高および注記事項に係るアサーションで発生し個別にまたは他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が企業の内部統制により防止または適時に発見されない リスクである。つまり内部統制がその役割を果たしていない、整備・運用されていないなら判断が非常に重要となる。この点、内部統制は経営者が作成するものであり、監査人はその内部統制について質問するだけでは不十分であるが、経営者への質問はしなければならない。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合： アサーションレベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合がある。

その理由：発見リスクは固有リスクと統制リスクから決定される。この点、内部統制が有効であるならば統制リスクは低いことを示すため、監査人はより軽減した手続で十分であり適切な監査証拠を手に入れることが出来る。また、監査を必要とする大規模企業では実証手続による直接的な手続のみで十分な適切な監査証拠を手に入れることの困難さが考えられる。よって、内部統制が有効に運用されていると想定される場合は、実証手続のみではなく、運用評価手続を立案し、実施しなければならない。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第１問	14	24.9	49.8

問題 1

問 1

財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクは特定のアサーションに紐づけることができないリスクであり、これを識別し、評価することで、当該リスクが財務諸表に広範な影響を及ぼすため、全般的な対応が必要かどうか判断することができ、また アサーションレベルでのリスク評価がリスク対応手続の立案にも保証することがないため 当該リスクを識別・評価することが求められる。

問 2

今日の財務諸表については、会計上の見積りが複雑化しており、これらは会計上の見積りに係る財務諸表項目等については、複雑性、主観性、不確実性、経営者の偏向等の固有リスク要因が多く存在している。よって、重要な虚偽表示リスクを構成する固有リスクと識別リスクのうち固有リスクについて固有リスクの性質に着目し、識別・評価することで、財務諸表における会計上の見積りの複雑化に対応した監査手続の実施を可能とするため、固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

1億円の財務諸表の損益項目や、経営者等に一定の割合を適用し決定する。具体的に、税引前当期純利益に対して5%を適用することにて決定される。

問 2

監査の対象となる企業ごとに、企業環境や、事業上のリスク、規模等は異なるものであり、これらは企業に対して重要性の基準値が画一的に設定された場合、この基準値に基づいた監査は必ずしも有効であるとはいえず、個々の企業に対して適切な意見表明をすることができない。このため、重要性の基準値は個々の監査人の判断により、企業環境等の状況を考慮し、決定される。

問題 3

問 1

リスク評価手続において識別リスクを評価する際に経営者へ質問することにより、企業の企業環境や、企業の内部統制システムを理解することが可能になり、この理解に基づいて監査人は識別リスクを適切に理解するとともに重要な虚偽表示リスクを適切に評価することができる。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合： 実証手続のみでは、十分かつ適切な監査証拠を入手することができない場合がある。具体的には、高度に統合された情報システムがあるような状況で、利用可能な監査証拠が電子媒体のみが存在しないようなケースである。

その理由： 監査はリスク・アプローチに基づき、効果的かつ効率的に実施することが求められるが、実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手することができないような状況になって、運用評価手続を立案・実施せず、また その結果、全体の有効性は内部統制に依拠せず、監査手続を行った場合、監査の効率性が損なわれ、また結果、リスクアプローチに基づいた監査手続が行われないおそれがあるため。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第1問	11	22.45	44.9

問題 1

問 1

アサーションレベルでのみ重要な虚偽表示リスクを識別し評価すると、監査人が個別項目に注力してしまい様々なアサーションにまたがる重要な虚偽表示リスクを見落としてしまうおそれがある。そのため、全社的・財務諸表全体レベルでも重要な虚偽表示リスクを識別し評価することで上記のような見落としを防ぐことができる。

問 2

固有リスクは内部統制が存在しない仮定のもと、個別財務諸表項目自体の重要な虚偽表示リスクである。また、統制リスクは内部統制が適切に整備・運用されず重要な虚偽表示が発見・防止・是正されないリスクである。近年、多くの企業でコーポレートガバナンスが強化のもと内部統制が強化されており統制リスクは相対的に低下した。そのためアサーション自体の重要な虚偽表示リスクについて監査人はより注力すべきである。

問題 2

問 1

総引前利益等の財務諸表の構成要素といった指標を監査人が選択し、その指標の5%のように特定の割合を重要性の基準値として決定する。

問 2

企業によりライフサイクルの特性Aが企業が属する産業や経済環境、企業の所有構造と資金調達の方法、財務諸表利用者が特に注目する傾向による項目の有無等様々である。そのため監査人が重要性の基準値を決定する際に使用する指標を個別に定める。そして選択した指標の性質により適用する割合も異なることは上記の事由から明らかである。よって重要性の基準値は画一的に設定されず個々の監査人の判断により決定される。

問題 3

問 1

統制リスクとは重要な虚偽表示が内部統制により防止・発見・是正されないリスクである。そもそも内部統制を適切に整備し、効果的に運用する責任は経営者が負っている。そのため、内部統制に関して監査人よりも知識のある経営者にリスク評価手続において統制リスクを評価する際に質問しなければならないのは当然である。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：企業がITを利用し業務を行っており、取引に関連する文書がITシステム外では作成・保存されていない場合は監査人が運用評価手続を立案し実施しなければならない。

その理由：リスク・アプローチにより効果的かつ効率的に監査を行うという観点から、企業がITを利用し業務を行っている場合において直接的な実証手続を行うのは効果的かつ効率的ではない。なぜなら実証手続のみではすべて適切な監査証拠を入手することはできず実務的でないからである。この点、内部統制に依拠すればすべて適切な監査証拠を効果的かつ効率的に入手することができるので監査人は運用評価手続を立案し実施しなければならない。

監査論 第2問

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第2問	34.5	37.2	74.4

問題 1

【仮定1】S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点における類似の行為の有無に関する十分かつ適切な監査証拠を入手している。

【結論の類型】回避・レビュー範囲の制限に関する限定付き結論

【根拠】S社において、P社グループにとって全般的重要性のある不正会計が見られていたが、第三者委員会の調査の結果によれば、監査人は虚偽表示の有無について十分かつ適切な監査証拠を入手できていない。しかし、他の類似の行為の有無について十分かつ適切な監査証拠を入手している場合は、未発見の虚偽表示の影響は、重要性が広範であるとまでは判断できないと考える。

【仮定2】S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点における類似の行為の有無に関する十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった。

【結論の類型】結論の不表明

【根拠】S社において、P社グループにとって全般的重要性のある不正会計が見られたため、監査人はその虚偽表示の有無について十分かつ適切な監査証拠を入手できない。また、他の類似行為の有無について十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合は、未発見の虚偽表示の財務諸表への影響は、重要かつ広範であると判断できる場合である。

問題 2

問 1

監査人XはA監査の前提条件が満たされているかどうかを明確にするため、適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断し、経営者の自らの責任を認識し、理解していることについて経営者と合意を得る必要がある。これにより、結論が表明できることについての合理的な見込みを踏まえ、適切に作業仮説を作り上げることができる。

問 2

P社の第三者委員会の調査結果を利用する場合、監査人Xは、第三者委員会が、監査人の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を備えているかどうかを評価しなければならない。また、第三者委員会の専門分野を十分に理解しなければならない。また、適切な場合には、業務の内容、範囲、目的等について書面又は電磁的記録にて合意しなければならない。さらに、第三者委員会の調査結果の適合性、信憑性及び他の監査証拠との整合性から、監査人Xは監査人の目的に照らして、第三者委員会の業務の適切性を評価しなければならない。また、監査人は、表明した監査意見に責任を負うものであるため、無限定意見の監査報告書において第三者委員会の業務を利用したことを記載してはならない。

問 3

【記載区分】「強調事項」区分又は「その他の事項」区分

【記載事項】上記修正後の財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載する。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第２問	19.5	30.45	60.9

問題 1

【仮定1】 S社のCEOが行った架空発注による資金還流し、不正に利得を得ていた。この不正の行為に対し、P社の経営者に説明を求めたが、回答に合理性がなく、追加の手続を実施しても十分な不正リスクに関する十分かつ適切な監査証拠が得られなかった。

【結論の類型】 結論不表明

【根拠】 結論を表明するための、基礎が得られず、不正の結果の原因となる事項が、財務諸表に及ぼす影響は、重要かつ広範である。そのため、結論を表明することができなかった。

【仮定2】 S社のCEOが行った架空発注による不正に関して、P社の経営者に行った質問の回答に合理性が認められ、追加の監査手続で、不正に関する十分かつ適切な監査証拠が入手できた。

【結論の類型】 無限定の結論

【根拠】 結論を表明する基礎となる十分かつ適切な監査証拠の入手により、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったため。

問題 2

問 1

監査人は、監査業務の新たな要件が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、その結論が、適切であることを判断しなければならない。

問 2

P社の第三者委員会は、経営者が利用する専門家にあたる。そのため、第三者委員会の調査結果の内容が、相当程度の水準であるかどうか、また、第三者委員会の能力及び客観性が、相当であるかを評価する。また、第三者委員会の業務について理解する必要がある。専門家の結論の適合性を確かめなければならない。

問 3

【記載区分】 強調事項

【記載事項】 第20期の第3四半期及び第21期の第1四半期の連結財務諸表を、不正が判明したため、訂正したことを詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、監査人が、以前に手渡した監査報告書について、記載しなければならない。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第２問	14	26.55	53.1

問題 1

【仮定1】 四半期レビュー手続を実施した結果、入手した証拠が除外事項を除き一般に正当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して企業の状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められない場合。

【結論の類型】 結論に関する除外事項を付した限定付結論。

【根拠】 連結子会社S社のCEOが行っていたペーパーカンパニーを利用した架空売上計上による不正行為が、P社グループにとって金額的に重要であるが、広範性は低く限定的結論を表明する程ではないと判断した場合に除外事項を付した限定付結論を表明する。

【仮定2】 四半期レビュー一部を実施した結果、監査人が重要と判断した四半期レビュー手続が実施できなかった場合。

【結論の類型】 四半期レビュー範囲の限定を付した限定付結論

【根拠】 連結子会社S社で行われていた不正行為が、P社グループにおいて金額的に重要性があるもの。実施できなかった四半期レビュー手続が結論を表明できない程の広範性があるわけではない場合、上記結論を表明する。

問題 2

問 1

監査人XがP社訂正後の連結財務諸表の監査業務を新たに受嘱する場合、訂正後の監査報告書日まで期間を拡大して監査を実施しなければならない。特にA社では業績達成のために見返りを得るという不正を行うことを正当化する風潮があるため、他に同様の不正がないかどうかについて評価する必要がある。

問 2

監査人Xが訂正後の連結財務諸表の監査を行うにあたり、P社の第三者委員会の調査結果を利用する場合、それでも監査人は表明した監査意見に責任を負うものであり、その責任は軽減されない。ただしこれらの調査結果を利用する場合、監査が効率的かつ効果的となることがある。したがって利用に際して第三者委員会の客観性の程度、能力の水準、品質管理を含め、専門職として提供される資料と体系的な手法に適しているかどうかについて判断し、利用可能とした場合は利用する作業の程度及び範囲を決定する必要がある。

問 3

【記載区分】 強調事項

【記載事項】 まず「なお」に強調事項という用語を含む見出しを付し、次に以前に提出した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、強調事項を記載する。最後に当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではないことを記載する。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第２問	13	25.05	50.1

問題 1

【仮定1】四半期レビューに従って、S社のCEOの不正行為に関する、追加的な手続を実施することによって、不正行為がなかったという証拠を入手できたと仮定する。

【結論の類型】無限定の結論

【根拠】当該不正行為が存在しなかったのであれば、結論の表明に影響がないため、無限定の結論を表明することができる。

【仮定2】四半期レビューに従って、S社のCEOの不正行為に関する追加的な手続が実施できなかったことにより、結論の表明をするにたる基礎が得られなかったと仮定する。

【結論の類型】結論の不表明、限定事項付結論

【根拠】当該不正行為による影響は金額的に重要であるため、結論表明のための基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった場合、影響が広範ならば結論を不表明とする必要がある。広範でないなら限定事項付結論を表明する

問題 2

問 1

不正により疑似偽装が行われているため、監査契約の継続が問題となるような状況が生じていないかを検討する必要がある。

問 2

P社の第三者委員会の調査結果を利用する場合には、第三者委員会の調査結果が信頼できるものであるかを判断するために、第三者委員会が企業から独立しており、客観性を有しているか、また、調査を行うにたる能力や技術を有しているかを検討する必要がある。そして、調査結果が十分かつ適切な監査証拠として利用できる保証水準でないと判断した場合は、追加的にどのような監査手続を行うべきであるかを検討するという対応をとるべきである。

問 3

【記載区分】写真調査事項、区分

【記載事項】財務諸表利用者が財務諸表を理解する基礎として重要である以前発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している注記を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載しなければならない。

問題	素点	調整後得点	偏差値
監査論 第2問	4	20.65	41.3

問題 1

【仮定1】 P社の経営者が当該不正に関しての説明を拒否し、S社の監査人からも意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

【結論の類型】 限定付適正意見

【根拠】 監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できておらず、重要な虚偽表示が存在する可能性があるため、監査範囲の制約に該当する。この原因が財務諸表に及ぼす影響が重要であるが広範ではないと判断し、限定付適正意見を表明した。

【仮定2】 S社の監査人から不正による虚偽表示が存在する旨の監査証拠を入手し、P社の経営者に虚偽表示の修正を求めたが、同意を得られなかった。

【結論の類型】 限定付適正意見

【根拠】 財務諸表に重要な虚偽表示が存在するため、意見に関する除外事項に該当する。この原因が、財務諸表に及ぼす影響が重要であるが広範ではないと判断し、限定付適正意見を表明した。

問題 2

問 1

P社の経営者に対し、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために必要であると判断する内部統制を整備及び運用することを依頼する。また、監査範囲の節約により、財務諸表に対する意見を表明しないことになるかどうかを判断する。

問 2

第三者報告の調査結果が監査の目的に照らして利用できるかを判断するため、第三者報告の客観性の程度、調査能力の水準、品質管理を含め専門家として規律ある姿勢と体系的な手法を適用しているかどうかを評価する。また、監査人は表明した監査意見に単独で責任を負うものであるため、第三者報告の調査結果を利用したことを無限定意見の監査報告書に記載してはならず、除外事項付意見を表明する場合にその理由に関連して言及する場合は、当該記載が監査人の責任を軽減するものではないことを記載しなければならない。

問 3

【記載区分】 強調事項

【記載事項】 以前に発行した財務諸表を訂正した理由として、S社のCEOによる不正行為によってP社の連結財務諸表に虚偽表示が存在していたことを記載し、以前に提出した監査報告書についても記載しなければならない。

問題1 租税法 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第1問	31	28.05	70.1

問1

令和3事業年度のB社において、時価600万円が益金の額に算入される(法人税法22条2項、22条の2第1項、4項)。また、同額がB社において寄附金とされ、損金算入限度額を超える金額が損金の額に算入されない(同法37条1項、7項)。

問2

B社において4億は益金の額に、費用は損金の額に算入される(法人税法22条2項、22条3項2号)。A社において、費用は、一定額が損金の額に算入されない(同法40条)。

問3

Pは資産を喪失しているため、損害の発生を受けた500万円は各種所得の計算上、総収入金額に算入しない(所得税法4条の2第1項)。

問4

更生計画認可の決定により債務の切捨てがあったため、A社において、39万円が令和3課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除される(消費税法39条1項)。

問題2

番号	○×欄	記述欄
①	×	マンション屋上使用の対価として金員を受領する行為は収益事業(法人税法2条13号)である。したがって、Kに法人税の納税義務はある(同法4条1項)。
②	×	益金不算入の対象となるものに係る外国源泉税等の額は令和3事業年度のA社の損金の額に算入されない(法人税法39条の2、23条の2第1項)。
③	×	特定医療法人は令和3年分の総合所得として申告されているが、届出書を期限内に出しておらず、定期同額給与にも該当しないため、損金の額に算入しない(法人税法34条1項、34条1項)。
④	×	電気陶磁器窯の減失直前の帳簿価額800万円は、事業所得の必要経費に算入する(所得税法51条1項)。
⑤	○	(消費税法4条1項、5項1号、28条1項)。

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第1問	21	22.8	57.0

問題 1

問 1

B社からA社に対する重機の無償による譲渡による収益の額600万円は、A社においては、全額がA社の益金の額に算入される（法人税法22条2項、22条の2第1項、4項）。

問 2

A社とB社の間で締結した信託契約に基づく信託財産に帰せられる収益及び費用は、受託法人（法人税法4条の7）であるB社において、直前の未分配利益の額を益金の額に算入する（同法64条の3第1項、22条1項、22の2第1項、4項）。

問 3

事業③の債務免除は経済的利益にあたり、Pにおいて、500万円が一時所得の収入金額に算入される（所得税法34条1項、36条1項、2項）。

問 4

A社がC社から領収した売掛金について、A社において、当該売掛金に係る消費税額39万円が、令和3事業年度の課税仕入れに対する消費税額から控除される（消費税法39条1項）。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	マンション屋上の使用の対価として受領した金員について、Kに法人税の納税義務は生じる（法人税法3条、4条1項）。
②	×	A社がC社から受領した金銭等の額で、益金不算入の対象となるものに係る外国源泉税等の額は、A社の令和3事業年度の損金の額に算入されない（法人税法144条の2第1項、6項イ）
③	×	Rが特許権侵害訴訟に勝訴したことにより、Rへ給与所得として課税された金額は、役員給与にあたるが、損金の額に算入しない（法人税法34条4項、1項）。
④	×	Pの、電気陶器窯の減失直前の帳簿価額相当額については、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する（所得税法51条1項）。
⑤	○	消費税法34条1項、28条1項。

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第1問	18	20.6	51.5

問題 1

問 1

本問の無償による譲渡に係る収益600万円はA社において益金の額に算入される（法人税法25条の2第2項、22条2項、22条の2第1項、4項）。

問 2

本問における信託財産に帰せられる収益及び費用はそれぞれ益金及び損金の額に算入される（法人税法64条の3）。

問 3

本問における債務免除に係る債務残高500万円は全額が総収入金額に算入されないこととなる（所得税法44条の2第1項）。

問 4

A社がC社から受け取ったなかった売掛金550万円は非課税として扱われる（消費税法2条1項8号、4条1項、6条）。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	マンション屋上の使用の対価として受領した金員は収益事業により生じたものであるため、納税義務が生じる（法人税法2条13号、5条）。
②	×	本問における外国源泉税額はA社の今期の事業年度において損金の額に算入されない（法人税法39条の2）。
③	○	（法人税法22条3項2号、54条1項）。
④	×	電気陶器窯の減失直前の帳簿価額相当額は雑損控除として総所得金額から控除され、事業所得における必要経費の額に算入される（所得税法51条1項、72条1項）。
⑤	×	自動車の譲渡30万円は10万円課税標準に含まれない（消費税法28条1項）。

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第1問	16	19.75	49.4

問題 1

問 1

重機の無償による譲渡に係る収益の額は、A社の法人税法上、600万円が益金に算入される（法人税法22条2項，22条の2第1項，4項）。

問 2

B社はA社からの土地及び建物を帳簿価額により引き継ぎをしたものとして取り扱われる（法人税法64条の3第3項）。そして益金が算入される（同法第1項）。

問 3

Pの債務の免除を受けた500万円は、一時所得の収入金額として取り扱われる（所得税法34条1項，36条1項2項）。

問 4

C社に対する売掛金が貸倒れた分は、A社の課税標準額に対する消費税額から売掛金に係る消費税額が控除される（消費税法39条1項）。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法2条13号，4条1項
②	×	外国源泉税等の額は、損金の額に算入しない（法人税法39条の2）。
③	×	Rの給与所得として課税された金額は、B社の損金の額に算入されない（法人税法34条1項2号）。
④	×	電気陶器窯の帳簿価額相当額は、雑損控除として総所得金額から控除しない。事業所得の必要経費に算入される（所得税法51条1項）。
⑤	×	Pの課税標準には含まれない（消費税法2条1項8号，28条1項，6条1項）。

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第1問	11	16.55	41.4

問題 1

問 1

B社からA社に対する重機の無償による譲渡に係る収益の額は、法人税法上、A社において受贈益として600万円全額を益金の額に算入する(法人税法22条2項)。

問 2

A社,B社双方において、信託契約に係る収益及び費用は、益金及び損金に算入される。

問 3

当該債務免除は、Pにおいて、所得税が課されない(所得税法9条1項10号)。

問 4

A社がC社から領収できなかった売掛金について、消費税法上、A社において、売掛金5,500,000円にかかる消費税額390,000円が、貸倒れにかかる消費税額として、令和3年度の課税標準額に対する消費税額から控除する(消費税法39条1項)。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法
②	×	益金不算入の対象となるものに係る外国源泉税等の額は、A社の令和3事業年度の損金の額に算入されない(法人税法)。
③	○	法人税法54条1項
④	×	所得税法72条1項
⑤	×	自動車甲の時価30万円は、消費税法上、Pの令和3課税期間の課税標準に含まれない。

租税法 第2問

法 19/20 所 7/10 消 8/10

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第2問	53	42.7	71.2

問題 1

(単位：円)

当期純利益の金額 ……

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818
器具備品B	1,925,000	
ソフトウエアC	0	
機械装置D	49,722	
(外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	70,000,000	
F社株式		37,500,000
G社株式		12,000,000
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権		220,000

	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,625,000	
(役員退職慰労金についての申告調整)		48,000,000
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9. の(2)及び(3)について		30,584,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料] 10. の(1)について		3,180,000
[資料] 10. の(2)について		2,000,000
(欠損金についての申告調整)		190,000,000
(その他の申告調整)	……	……
所得金額	……	

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額 8,500,000

(2) 事業所得の必要経費の金額 2,812,300

[問] 2.

(1) 退職所得の金額 6,650,000

(2) 給与所得の金額 4,120,000

(3) 一時所得の金額 950,000

(4) 雑所得の金額 270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額 380,000

(2) 雑損控除の金額 4,000,000

(3) 生命保険料控除の金額 117,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額 790,000

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額	227,249,100
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	3,340,300,000
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	3,351,685,000
(4) 課税貨物に係る消費税額	156,000
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	197,207,400
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	195,295,620
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	223,080
(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	1,688,700
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	1,025,700
(10) 貸倒れに係る税額	51,480

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第２問	36	33.3	55.5

法 15/20 所 6/10 消 3/10

問題 1

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額	……	……
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818
器具備品B	1,925,000	
ソフトウエアC	0	
機械装置D	49,922	
(外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	10,000,000	
F社株式	0	
G社株式		12,000,000
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権		220,000
	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,625,000	
(役員退職慰労金についての申告調整)		22,999,999
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9. の(2)及び(3)について		30,584,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料] 10. の(1)について	3,180,000	
[資料] 10. の(2)について	3,500,000	
(欠損金についての申告調整)		190,000,000
(その他の申告調整)	……	……
所得金額	……	

問題 2

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額 — 10,600,000

(2) 事業所得の必要経費の金額 — 2,812,300

[問] 2.

(1) 退職所得の金額 — 7,500,000

(2) 給与所得の金額 — 4,120,000

(3) 一時所得の金額 — 950,000

(4) 雑所得の金額 — 270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額 — 380,000

(2) 雑損控除の金額 — 1,000,000

(3) 生命保険料控除の金額 — 135,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額 — 770,000

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額	
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	0
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	0
(4) 課税貨物に係る消費税額	3,580,000
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	0
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	0
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	223,080
(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	1,688,700
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	1,025,700
(10) 貸倒れに係る税額	51,480

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第2問	32	31.6	52.7

法 11/20 所 6/10 消 4/10

問題 1

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額	……	
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818
器具備品B	1,925,000	
ソフトウエアC	120,000	
機械装置D	49,922	
(外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	54,084,000	
F社株式		
G社株式		31,099,200
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金	0	
H社に対する貸付金以外の債権		220,000
	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,481,250	
(役員退職慰労金についての申告調整)		22,999,999
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9. の(2)及び(3)について		31,076,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料] 10. の(1)について	3,180,000	
[資料] 10. の(2)について	3,500,000	
(欠損金についての申告調整)		190,000,000
(その他の申告調整)	……	……
所得金額	……	

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額 10,600,000

(2) 事業所得の必要経費の金額 2,812,300

[問] 2.

(1) 退職所得の金額 7,075,000

(2) 給与所得の金額 4,030,000

(3) 一時所得の金額 950,000

(4) 雑所得の金額 270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額 380,000

(2) 雑損控除の金額 1,000,000

(3) 生命保険料控除の金額 112,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

(4) 課税貨物に係る消費税額 156,000

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの 223,080

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの 1,688,700

(9) 売上げの返還等対価に係る税額 1,025,700

(10) 貸倒れに係る税額 51,480

法 14/20 所 5/10 消 1/10

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第２問	30	30.5	50.8

問題 1

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額		
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818
器具備品B	1,925,000	
ソフトウエアC	120,000	
機械装置D	149,922	
(外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	74,089,000	
F社株式		37,500,000
G社株式		7,099,200
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権		220,000
	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,625,000	
(役員退職慰労金についての申告調整)		29,000,001
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9. の(2)及び(3)について		30,807,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料] 10. の(1)について	3,180,000	
[資料] 10. の(2)について	3,500,000	
(欠損金についての申告調整)		190,000,000

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額 10,150,000

(2) 事業所得の必要経費の金額 2,764,300

[問] 2.

(1) 退職所得の金額 6,850,000

(2) 給与所得の金額 4,120,000

(3) 一時所得の金額 950,000

(4) 雑所得の金額 270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額 380,000

(2) 雑損控除の金額 0

(3) 生命保険料控除の金額 117,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額 770,000

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

(4) 課税貨物に係る消費税額

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(9) 売上げの返還等対価に係る税額 1,017,900

(10) 貸倒れに係る税額 51,480

問題	素点	調整後得点	偏差値
租税法 第２問	20	24.8	41.3

法 9/20 所 3/10 消 1/10

問題 1

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額	・・・・・・	
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818
器具備品B	1,100,000	
ソフトウエアC	120,000	
機械装置D	153,266	
(外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式		90,000,000
F社株式		37,500,000
G社株式	100,800	
(棚卸資産についての申告調整)	1,800,000	
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権		220,000
	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,481,250	
(役員退職慰労金についての申告調整)		22,999,999
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9．の(2)及び(3)について		30,580,400
[資料] 9．の(4)及び(5)について	111,296,000	
[資料] 9．の(6)について	2,497,000	
[資料] 9．の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料]10．の(1)について	3,180,000	
[資料]10．の(2)について	2,000,000	
(欠損金についての申告調整)		190,000,000

問題 2

(単位：円)

[問] 1．

(1) 事業所得の総収入金額 9,100,000

(2) 事業所得の必要経費の金額 3,011,650

[問] 2．

(1) 退職所得の金額 9,500,000

(2) 給与所得の金額 3,980,000

(3) 一時所得の金額 950,000

(4) 雑所得の金額 270,000

[問] 3．

(1) 扶養控除の金額 760,000

(2) 雑損控除の金額 500,000

(3) 生命保険料控除の金額 117,000

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額	227,225,700
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	
(4) 課税貨物に係る消費税額	
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	471,120
(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	1,501,500
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	1,017,800
(10) 貸倒れに係る税額	285,480

会計学午前 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第1問	43	37.15	74.3

問題 1

問 1

①度外視法による場合の完成品総合原価	②度外視法による場合の月末仕掛品原価
749,115 千円	305,764 千円
③非度外視法による場合の完成品総合原価	④非度外視法による場合の月末仕掛品原価
644,400 千円	288,328 千円
⑤非度外視法による場合の減損費	
122,151 千円	

問 2

⑥減損費の内訳(原料費)	⑦減損費の内訳(加工費)
85,880 千円	36,271 千円
⑧減損費負担後の完成品総合原価	⑨減損費負担後の月末仕掛品原価
744,975 千円	309,904 千円

問 3

度外視法では、生産量の割合で配賦するのに対して、非度外視法では、仕損と関連のあるバッチに適切な割合で配賦するためである。

問 4

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
か	こ	え	け	お

問題 2

問 1

直接材料費差異			直接労務費差異		
価格差異	2,484,000円	(不利)差異	賃率差異	81,000円	(不利)差異
数量差異	180,000円	(不利)差異	時間差異	2,120,000円	(有利)差異

問 2

①	②	③	④	⑤
減損	価格	能率	176,000 円	理想

問 3

メリット: 達成可能な原価標準が設定されることになるため、それを達成するモチベーションを維持することができ、生産性が向上し、異常仕損の削減につながる。

⑦ 製品原価

問 4

メリット: 標準原価と実際原価を比較することで、将来回避すべき原価の無駄を、すべて明らかにすることができるため、原価管理に役立つ。

問 5

根拠: 材料受入価格差異は、材料受入時点で把握するため、その対象である材料のすべてが製品となり、販売されているわけではないことを根拠とする。

問 6

⑩ 活動基準原価計算

意義: 活動基準原価計算では、活動を、製品単位レベル・バッチレベル・製品支援レベル・工場支援レベルに分類する。中事業所のように、小ロットで生産している場合、バッチレベルの活動に伴って発生する支援活動費の割合が多くなるため、活動ドライバーを用いて計算する活動基準原価計算の効果が高まる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第１問	27	28.05	56.1

問題 1

問 1

①度外視法による場合の完成品総合原価	②度外視法による場合の月末仕掛品原価
523,429.834 千円	267,348.163 千円
③非度外視法による場合の完成品総合原価	④非度外視法による場合の月末仕掛品原価
644,400 千円	288,328 千円
⑤非度外視法による場合の減損費	
105,151 千円	

問 2

⑥減損費の内訳(原料費)	⑦減損費の内訳(加工費)
85,880 千円	36,271 千円
⑧減損費負担後の完成品総合原価	⑨減損費負担後の月末仕掛品原価
744,9175 千円	309,904 千円

問 3

加工費の配分割合がことなるためである。

問 4

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
か	こ	え	し	お

問題 2

問 1

直接材料費差異			直接労務費差異		
価格差異	2,484,000 円	(不利)差異	賃率差異	81,000 円	(不利)差異
数量差異	180,00 円	(不利)差異	時間差異	280,000 円	(有利)差異

問 2

①	②	③	④	⑤
当座	当座		352,000 円	理想

問 3

メリット：実現可能な水準に正常減損率が設定されることで新人工員のモチベーションの維持につながる。

⑦ 真実の原価

問 4

メリット：将来、削減するべきムダが把握することができるため、原価管理に資する。

問 5

根拠：

問 6

⑩ 活動原価基準

意義：ここで用いられるコストドライバーは(i)製品単位レベル(ii)バッチレベル(iii)製品支援レベル(iv)工場支援レベルの4つにわけることができる。甲事業では段取替えが頻繁に発生したり、小ロットで生産していることから(iii)(iv)での原価が多いと考えられるため、④を用いれば適切な製品原価を計算できる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第1問	24	26.15	52.3

問題 1

問 1

①度外視法による場合の完成品総合原価	②度外視法による場合の月末仕掛品原価
590,000,000 千円	900,000 千円
③非度外視法による場合の完成品総合原価	④非度外視法による場合の月末仕掛品原価
5,700,000 千円	600,000 千円
⑤非度外視法による場合の減損費	
250,000 千円	

問 2

⑥減損費の内訳(原料費)	⑦減損費の内訳(加工費)
100,000 千円	100,000 千円
⑧減損費負担後の完成品総合原価	⑨減損費負担後の月末仕掛品原価
10,000,000 千円	400,000 千円

問 3

度外視法と非度外視法では、A材料の原価が異なるため、完成品総合原価と月末仕掛品原価が一致しない。

問 4

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
か	こ	え	け	お

問題 2

問 1

直接材料費差異			直接労務費差異		
価格差異	2,484,000 円	(不利)差異	賃率差異	81,000 円	(不利)差異
数量差異	180,000 円	(不利)差異	時間差異	120,000 円	(有利)差異

問 2

① 作業	② 価格	③ 能率	④ 176,000 円	⑤ 理想

問 3

メリット：達成可能な水準を提示することで、新人工員のモチベーションが向上する。

⑦ 操業度差異

問 4

メリット：理論的に達成可能な水準による原価を把握できるため、これと実際操業度による原価を比較し、どの程度資源の無駄が発生しているのかを確認できる。

問 5

根拠：受入価格差異は製品の生産と無関係に発生する差異であるため、売上原価と期末棚卸材料に按分する。

問 6

⑩ 活動基準原価計算

意義：活動基準別の原価は、製品単位レベル、バッチレベル、製品支援レベル、工場支援レベルにた別することが、製品QとRはバッチレベル及び製品支援レベルの活動が多いと考えられるため、当該計算が有用である。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第1問	22	24.85	49.7

問題 1

問 1

①度外視法による場合の完成品総合原価	②度外視法による場合の月末仕掛品原価
744,975 千円	309,904 千円
③非度外視法による場合の完成品総合原価	④非度外視法による場合の月末仕掛品原価
651,403.5 千円	284,493.44 千円
⑤非度外視法による場合の減損費	
118,982.06 千円	

問 2

⑥減損費の内訳(原料費)	⑦減損費の内訳(加工費)
85,880 千円	33,102.06 千円
⑧減損費負担後の完成品総合原価	⑨減損費負担後の月末仕掛品原価
718,751.836 千円	336,127.164 千円

問 3

非度外視法によると、減損費を当初投入量換算前の比で負担させるが、度外視法によると、当初投入量換算後の比で負担させるため。

問 4

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
か	こ	さ	く	お

問題 2

問 1

直接材料費差異			直接労務費差異		
価格差異	24,940 円	(不利)差異	賃率差異	81,000 円	(不利)差異
数量差異	180,000 円	(不利)差異	時間差異	120,000 円	(有利)差異

問 2

①	②	③	④	⑤
当座	当座	能率	68,760 円	理想

問 3

メリット：作業に不慣れな新人工員は仕損を発生させてしまう可能性が高い。この事実を含めた原価標準は、新人工員でも達成可能な水準となり、モチベーションを保つことができるというメリットがある。

⑦ 利用部門費配賦額

問 4

メリット：標準原価と実際原価を比較することによって、将来的に回避すべきすべてのムダを明らかにすることができ、改善活動によってどれだけ原価を低減できるかが明らかになるというメリットがある。

問 5

根拠：材料受入価格差異は購入した材料分の差異であるため、そのうちの販売分である売上原価に全額を賦課せず、各利用部門費にも負担させるべきである。

問 6

⑩ 活動基準原価計算

意義：ABCの活動は製品単位レベル、バッチレベル、製品支援レベル、工場支援レベルの4つの階層に分類されるが、そのうちバッチレベル、製品支援レベルで発生する支援活動費は、操業度によらない活動ドライバーに比例して発生し、ABCが有効である。当事業所はバッチレベルの活動が多いため、ABCを導入するべきである。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第1問	14	19.8	39.6

問題 1

問 1

①度外視法による場合の完成品総合原価	②度外視法による場合の月末仕掛品原価
698,689 千円	356,190 千円
③非度外視法による場合の完成品総合原価	④非度外視法による場合の月末仕掛品原価
596,063 千円	290,033 千円
⑤非度外視法による場合の減損費	
168,783 千円	

問 2

⑥減損費の内訳(原料費)	⑦減損費の内訳(加工費)
113,000 千円	55,783 千円
⑧減損費負担後の完成品総合原価	⑨減損費負担後の月末仕掛品原価
千円	千円

問 3

度外視法の場合は、仕損、減損費を完成品原価の全てに負担させるのに対して、非度外視法の場合、仕損、減損費を完成品原価のうち、当期投入完成品原価にしか負担させないため異なる

問 4

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
か	こ	あ	い	お

問題 2

問 1

直接材料費差異			直接労務費差異		
価格差異	2,489,000 円	(不利)差異	賃率差異	81,000 円	(不利)差異
数量差異	396,000 円	(不利)差異	時間差異	120,000 円	(不利)差異

問 2

① 数量	② 価格	③ 物量	④ 168,080 円	⑤ 理想

問 3

メリット: 達成可能な標準原価が示されることで、新人工員の目標達成に対するモチベーションが維持される。

⑦ 正確な製品原価

問 4

メリット: 理想標準原価を用いれば、恒常的に回避すべき全ての無駄を明らかにできるため、原価管理に役立つ。また、仕損ゼロを目指すため、絶えず間断ない改善活動が行われ、経営管理を調和する。

問 5

根拠: 材料受入価格差異のうち、消費されなかった部分は、当年度の売上高と直接的な対応関係をもたないから、認めていない。

問 6

⑩ 活動原価計算

意義: 一般的にコスト・ドライバーは、製品単位レベル、バッチレベル、製品支援レベル、工場支援レベルの4階層に分類されるが、当事業所では段取費や検査費などの製品支援レベルと、ロットごの生産などバッチレベルごの支援活動費が多いため、操業度関連ではなく、活動ドライバーに基づいた活動原価計算が効果を発揮する。

会計学午前 第2問

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第2問	24.5	38.2	76.4

問題 1

問 1

機関投資家が要求する加重平均資本コストは3.7%であるのに対し、A社の20×1年度の投下資本に対する税引後営業利益の割合は2.4%と、目標を達成していないため、税引後営業利益を増加させる経営方針を採るべきである。

問 2

名称	インタレストカバレッジレシオ	数値	2.2倍

問 3

A社の本問の利益指標の金額は、1,070百万円である。なぜなら、各国で扱いが異なる減価償却費、利息の収益及び費用、税金を加減算する前の額だからである。

問 4

設問 1

売上債権回転期間	棚卸資産回転期間	仕入債務回転期間
32.5 日	47.7 日	34.6 日

設問 2

棚卸資産は、売上高よりも売上原価との関連性が高い。よって、1日当たり売上原価を用いることで、より正確な回転期間を計算することができる。

問 5

設問 1

9,736.8 百万円

設問 2

A社がB社を買収することで、自己資本比率が低下し、固定比率が上昇するため、長期的な安全性は低下する。

問題 2

問 1

ア	イ	ウ
4	4	24,000,000
エ	オ	カ
6,400	42,000,000	25

問 2

用語	機会原価	金額	42,000,000 円

問 3

製品Aの原価のうち、固定費を変動費化することで、売上高の下落に対する営業利益の下落幅をおさえる。具体的には、製品Aの生産を外注する。

問 4

自社ブランドの確立による製品Bの収益性を判断すべきであるので、製品Bの貢献利益率の高低によって本問の施策の良否を判断すべきである。

問 5

設問 1

20X1 年度末	20X2 年度末	20X3 年度末
円	円	円

設問 2

正味現在価値が [ ] 円 となるため、

アタッチメントを購入し利用するのが 有利である。 / 不利である。 (いずれかを○で囲む)

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第２問	14	28	56.0

問題 1

問 1

20X1年度の当該財務指標は 27 %であり、

問 2

名称	インタレスト カバレッジ レシオ	数値	2.2倍

問 3

包括利益は364円であり、包括利益と純資産の変動額が一致するというクリーンサープラス関係、より、CC較可能性は高い。

問 4

設問 1

売上債権回転期間	棚卸資産回転期間	仕入債務回転期間
32.5 日	47.7 日	34.6 日

設問 2

棚卸資産の価額は、売却によって売上原価を構成するため、売上高よりも売上原価との方が関連性を持つので正確な計算となる。

問 5

設問 1

百万円

設問 2

固定資産比率と固定長期適合率を用いる。

問題 2

問 1

ア	イ	ウ
エ	オ	カ

問 2

用語	機会原価	金額	円

問 3

赤字のリスクを低くするためには、固定費の変動費化という方法がある。それによって、営業量が下落しても営業利益の下落幅がおさえられ、結果として営業利益獲得可能性が高まる。

問 4

自社ブランドの確立による製品の価値の上昇はVEによって測定し、原価に対する機能の上昇が高い場合、VEは高くなり、施策の効果があるといえる。

問 5

設問 1

20X1 年度末	20X2 年度末	20X3 年度末
円	円	円

設問 2

正味現在価値が 円 となるため、

アタッチメントを購入し利用するのが 有利である。 不利である。 (いずれかを○で囲む)

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第２問	12	26.1	52.2

問題 1

問 1

20X1年度の当該人材指標の数値は3.6%であり、自己資本コスト9.4%を下回っている。そのため、経営者は、営業利益の確保のために、コストを削減すべきと考えられる

問 2

名称	金融レバレッジ	数値	1.9 倍

問 3

A社のROEは2%である。一般にROEは投資の経営規模が異なり他社との業績比較を単純に行えるため、比較可能性に優れている。

問 4

設問 1

売上債権回転期間	棚卸資産回転期間	仕入債務回転期間
32.5 日	47.7 日	34.6 日

設問 2

不明部分は、いずれも売上原価に関する項目であるので、1日当たり売上原価を用いることで当該回転期間を適切に計算することができる。

問 5

設問 1

300 百万円

設問 2

長期的な人材安全性は長期固定資産適合率によって示される

問題 2

問 1

ア	イ	ウ
2	2	24,000,000
エ	オ	カ
6,400	24,000,000	12

問 2

用語	機会原価	金額	6,000,000 円

問 3

固定費が占める割合が機会原価の中で大きくなると、営業量の変化に応じて営業利益が大きく変化するため、赤字のリスクをハイリスクにする。固定費の割合を減らすべきである。

問 4

ブランドの確立はROEによって評価されるべきである。

問 5

設問 1

20X1 年度末	20X2 年度末	20X3 年度末
円	円	円

設問 2

正味現在価値が　　円　となるため、

アタッチメントを購入し利用するのが　有利である。／不利である。　（いずれかを○で囲む）

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第２問	10	24.1	48.2

問題 1

問 1

A社の20×1年度の投下資本に対する経常営業利益の割合は3.64%に対し、負債利子率と自己資本コストから計算される資本コスト率は3.67%であるため、当期機は更に株主価値が低

問 2

名称		数値	

問 3

A社の投下資本利益率は、9.2%であり、投資理論の異なる投資案間の業績比較を容易に行うことができる。

問 4

設問 1

売上債権回転期間	棚卸資産回転期間	仕入債務回転期間
32.5 日	47.7 日	27.9 日

設問 2

売上原価を用いると計算期間にだけ発生する棚卸資産の払出を把握できるため、より正確な回転期間を計算できる。

問 5

設問 1

3,500 百万円

設問 2

問題 2

問 1

ア	イ	ウ
60	80	
エ	オ	カ
6,400		10

問 2

用語	機会損失	金額	円

問 3

変動費を固定費化すると営業量が上昇する場合でも営業利益を確保できる可能性が高まる。

問 4

市場占有率を用いて数量差異の把握を行う。

問 5

設問 1

20X1 年度末	20X2 年度末	20X3 年度末
円	円	円

設問 2

正味現在価値が 円 となるため、

アタッチメントを購入し利用するのが { 有利である。 / 不利である。 } (いずれかを○で囲む)

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第２問	5	19.15	38.3

問題 1

問 1

求められた指標は約2.4%であり、加重平均資本コストを下回るので、財務指標は悪いと言える。そのため、経営者は当該指標を改善するように利益を増やすか、または投下資本を減らす必要がある。

問 2

名称	インスタントカバレッジ・レシオ	数値	7.6倍

問 3

投資額に対する利益額は事業規模が異なっても比較することができるので比較可能性が高い。

問 4

設問 1

売上債権回転期間	棚卸資産回転期間	仕入債務回転期間
34.0 日	49.3 日	28.2 日

設問 2

売上原価を用いることで棚卸資産の出荷量や在庫量と整合した分析をすることが可能になる。

問 5

設問 1

百万円

設問 2

割引現在価値　内部利益率

問題 2

問 1

ア	イ	ウ
5.5	3	56,000,000
エ	オ	カ
6,400	66,200,000	20.69

問 2

用語	機会費用	金額	10,200,000 円

問 3

外注を行うことで固定費を変動費化することによって、営業量が低下していく中で営業利益の下がりかたを抑えることができる。

問 4

施策によって増加した売上高から増加した費用を差引いた額が増えていれば成功したといえる。

問 5

設問 1

20X1 年度末	20X2 年度末	20X3 年度末
円	円	円

設問 2

正味現在価値が　　円　となるため、

アタッチメントを購入し利用するのが　有利である。／不利である。　(いずれかを○で囲む)

会計学午後 第3問

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第3問	56	41.2	68.7

問題 1

問 1

① チ	② ソ	③ セ
④ オ	⑤ ト	⑥ シ
⑦ ナ	⑧ コ	⑨ ウ

問 2

① 販売目的で所有するケース：　投資その他の資産

自己使用目的で所有するケース：　有形固定資産

② 理由：土地を販売目的で所有する場合は販売によるキャッシュ・フローが見込むことができないが，自己使用目的で所有する場合は市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため販売目的で利用によるキャッシュ・フローが見込まれる。このように保有目的が異なると投資の価値も異なるため，表示区分を分けることで，投資者の意思決定により良い影響を与え投資判断に役立つことができる。

問題 2

問 1

① 自己株式	② 804,860 千円	③ 7,140 千円
④ 18,000 千円	⑤ △30,000 千円	⑥ 980 千円
⑦ 2,100 千円	⑧ 5,184 千円	

問 2

(1) 貸借対照表，損益計算書，株主資本変動計算書は全て財務諸表である。貸借対照表は期末における純資産の残高を表しており，損益計算書は一会計期間の損益取引の内訳を表している。この点，純資産は経営成績に繋る損益取引のみならず，株主との資本取引や未実現損益である評価換算差額等などによっても変動する。株主資本等変動計算書は後者を明確に表示するものであり，貸借対照表と損益計算書を補完する関係にある。

(2) 評価換算差額等の金額が大きい場合は，これが実現して当期純利益の構成要素となれるとともに，株主資本に重要な影響を及ぼすと考えられる。もとも，包括利益の内訳項目である評価換算差額等は，当期純利益情報ほどの情報価値は有さないが，上記のような影響があるときには，変動事由ごとの金額情報は投資家の意思決定にとって有用である。その為，純資産全てを対象とすべきである。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第３問	45.5	33.1	55.2

問題 1

問 1

① オ	② ソ	③ セ
④ サ	⑤ ト	⑥ シ
⑦ ナ	⑧ コ	⑨ ウ

問 2

① 販売目的で所有するケース： 流動資産

自己使用目的で所有するケース： 固定資産

② 理由： 投資家が将来の投資の成果を予測するにあたり、報告主体の業態によって土地の販売が正常な営業の巡環過程にある場合には、その販売に係る状況を流動資産として開示することで土地の販売に係る業績を適切に把握できるため、そのように表示することとなる。

問題 2

問 1

① 自己株式	② 804,860 千円	③ 227,140 千円
④ 15,000 千円	⑤ △30,000 千円	⑥ 980 千円
⑦ 2,100 千円	⑧ 5,184 千円	

問 2

(1) 株主資本等変動計算書は、純資産項目についての当期増減額を示すものであり、株主資本項目は常に内訳情報までが開示される。これにより、貸借対照表の純資産項目の変動の内訳を示すことができるとともに、損益計算書で計上された利益が利益剰余金の増加に繋がっている事実について明示することができ補足的な情報を与えている。

(2) 近年、包括利益情報に対する情報価値が高まっており、その内訳情報を開示することによって企業全体の事業活動の状況を観察することができるようになって投資家の意思決定により有用な情報を開示することができるようになるから、包括利益の構成要素として、純資産の部の全ての項目の当期変動事由を記載すべきと考えられる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第３問	41.5	31.15	51.9

問題 1

問 1

① チ	② ソ	③ カ
④ セ	⑤ ト	⑥ シ
⑦ ナ	⑧ ヨ	⑨ ウ

問 2

① 販売目的で所有するケース： 流動資産

自己使用目的で所有するケース： 有形固定資産

② 理由： 投資家の意思決定においては、企業の収益獲得能力に役立つような見積情報が提供される必要がある。この点、不動産業者が土地を販売目的で所有するケースでの土地は商品であり、投資の成果の予測に役立つように流動資産の区分に表示すべきである。自己使用目的の土地については、不動産業者の営業とは関連しないものであり、他の固定資産と有機的一体となって企業の活動に貢献するものであるため、有形固定資産の区分に表示することが意思決定に適している。

問題 2

問 1

① 自己株式	② 805,088 千円	③ 2,280 千円
④ 18,000 千円	⑤ △30,000 千円	⑥ 980 千円
⑦ 2,100 千円	⑧ 5,184 千円	

問 2

(1) 貸借対照表では、資産および負債の時価評価による評価差額等が発生していたり、払込資本の増減等を純資産項目が日々変動する。損益計算書では収益と費用の差額である当期純利益が、株主資本の構成要素となっている。株主資本等変動計算書は、貸借対照表および損益計算書の中間に変動している純資産の各項目の増減情報を一覧的に表示し、一会計期間における変動をより分かりやすく、伝えるという関係にある。

(2) 個別株主資本等変動計算書の記載範囲で、純資産の部の全ての項目とする考え方では株主資本以外の項目についても、いずれ株主資本を構成するものになるため、これらの影響について具体的に開示することが、長期的な視点で、株主の意思決定情報として有用であるという理由で、全ての項目を記載するとしている。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第３問	40	29.95	49.9

問題 1

問 1

① カ	② ソ	③ サ
④ セ	⑤ ト	⑥ シ
⑦ ナ	⑧ コ	⑨ ウ

問 2

① 販売目的で所有するケース： 流動資産

自己使用目的で所有するケース： 固定資産

② 理由： 意思決定との関連性は、投資家の意思決定に役立つために必要であり、この観点から考えると、本問のケースは、形式的には、同じ土地であるものの、保有目的という実質的な点では性質が異なるものである。したがって、販売目的で所有するケースは、棚卸資産として流動資産に計上し、自己使用目的の場合は通常のように固定資産に表示すべきである。

問題 2

問 1

① 自己株式	② 804,860 千円	③ 7,140 千円
④ 千円	⑤ △ 30,000 千円	⑥ 980 千円
⑦ 2,100 千円	⑧ 5,184 千円	

問 2

(1) 株主資本等変動計算書は、剰余金の配当が会計期間に何度でも行えるようになったことや、株主資本の計数を自由に変更できるようになり、貸借対照表や損益計算書では、資本金や剰余金の数値の連続性を把握することが困難となったことにより導入されたものである。つまり、株主資本等変動計算書は、貸借対照表及び損益計算書では把握できない株主資本の変動を把握するものであり、それらを補間する関係にあると考えられる。

(2) 個別株主資本等変動計算書の記載範囲を純資産の部の全ての項目とする考え方は、株主資本とそれ以外の項目の数値の変動の重要性が異なるとされていたが、包括利益の影響により、それ以外の重要性も高まったことから、記載するべきであるとしている。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第３問	33	24.45	40.8

問題 1

問 1

①	テ	②	ソ	③	オ
④	セ	⑤	ト	⑥	シ
⑦	ナ	⑧	コ	⑨	ウ

問 2

① 販売目的で所有するケース： 流動資産

自己使用目的で所有するケース： 固定資産

② 理由： 投資家の意思決定との関連性をもたせるためには、会計情報が企業成果の予測に資する情報を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家の意思決定に実質的な影響を与えて貢献することが重要である。この点、販売目的で保有する土地は利益を生み、投資の成果に関連するのに対し、自己保有の土地は投資の成果を生まないこれゆえ投資家の意思決定との関連性がうすく投資成果をもたらすか否かによってこれらを区分する必要がある。

問題 2

問 1

①	自己株式	②	804,860 千円	③	7,140 千円
④	18,000 千円	⑤	△30,000 千円	⑥	980 千円
⑦	2,100 千円	⑧	5,184 千円		

問 2

(1) 貸借対照表は一会計期間末までに生じた資産・負債・純資産項目を記載するが、純資産の変動額のうち資本等取引を除いた部分が株主資本等変動計算書に記載される。また、損益計算書は一会計期間に生じた収益及び費用から期間損益を表示する。そして、貸借対照表における純資産の額と、損益計算書における期間損益の間にはクリーン・サープラス関係が成立している。

(2) 純資産の部のうち、株主資本のみを記載すると、当該会計期間における企業全体の事業活動を適切に示すことができず、投資情報としての有用性に欠ける。そのため、純資産の部の全ての項目を記載すべきである。

会計学午後 第4問

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第4問	45.5	51.3	73.3

問題 1

問 1

基礎的な計算が取れている。

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)X1年2月1日	前渡金	1,500	現金預金	1,500
(2)X1年3月1日	売掛金	3,000	売上高 前渡金	2,625 375

問 2 (1)

①

②

③

④

(2) (　　)契約 | (　　)契約

問題 2

問 1 (1)

法定実効税率＝

(2)

問 2

資産または負債の評価替えにより生じた評価差額に係る一時差異に関する繰延税金資産及び繰延税金負債について、税率の変更があった場合には、修正差額を法人税等調整額に加減して処理する。ただし、資産の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上される場合において、当該評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額を評価差額に加減して処理する。

問題 3

問 1

借方科目	金額	貸方科目	金額
自己新株予約権	8,700,000	現金預金	8,700,000

問 2

自己株式の取得に要する付随費用は、自己株式の取得原価に算入されないが、自己新株予約権の取得に要した付随費用は取得原価に算入する点で相違している。これは、自己株式の取得に要した付随費用は株主との資本取引に伴って発生したものであるが、株主に対されるわけではないことから、損益取引によるものとして資本取引である自己株式の取得と明確に区別するのに対し、自己新株予約権の取得は、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との取引であることから、損益取引であり、付随費用に関する損益取引を自己新株予約権の取得と区別する必要がないからである。

(単位：円)

問 3

借方科目	金額	貸方科目	金額
自己新株予約権評価損	700,000	自己新株予約権	700,000

問 4

有価証券の減損処理では、帳簿価額を時価まで下落させ、差額を損失額とするが、自己新株予約権は、新株予約権の発行価額と時価のいずれか高い方まで帳簿価額を下落させ、差額を損失額とする点で相違している。これは、有価証券と異なり新株予約権は行使されて株主資本になる余地が残されているためである。

問題 4

典型が書けている。

問 1

予測給付債務概念とは、受給権の有無に関わらず全ての従業員の退職給付債務を計算するとともに、将来の昇給等を考慮して退職給付債務を計算する考え方である。

問 2

過去勤務費用の発生要因である給付水準の改訂は、従業員の勤労意欲が将来にわたり向上することを意図して行われる面があり、過去勤務費用を一時の費用とすべきものとして一義的に決定づけることは難しいからである。

問 3

退職給付に係る利息費用は資金調達による費用ではないことから財務損益として計上することは適切ではなく、経常損益に含めるべきである。また、期待運用収益についても労務費と同様に経常損益として扱うべきであると考えられる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第4問	29	38.5	55.0

問題 1

問 1

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)X1年2月1日	前払金	1,500	現金	1,500
(2)X1年3月1日	売掛金	3,000	前払金 売上高	375 2,625

問 2

(1)
① 企業が履行義務に提供した資産に関する対価を収受する理由の権利を有していること
② 履行義務が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること
③ 資産に対する支配を獲得したこと
④

(2) (有価証券の売買)契約 ( )契約

問題 2

問 1

(1) 法定実効税率＝法人税率＋地方法人税率＋住民税率＋事業税率

(2)

問 2

資産または負債の評価替えにより生じた評価差額に係る一時差異に関する繰延税金資産または繰延税金負債は、会計上の資産と負債と、税法上の資産及び負債の間に差異が存在するため発生すると考えられることから、資産負債法により処理される。よって税法の改正に伴い税率が変更された場合における修正額は、繰延税金資産または繰延税金負債に含められる。

問題 3

問 1

(単位：円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
自己新株予約権	8,700,000	現金	8,700,000

問 2

自己株式は資本の控除であり、自己株式の取得時に生じた付随費用は、株主には異なる者との取引によらないことから、自己株式の取得原価に含めるべきではない。他方、新株予約権に係る取引は、会社の持分変動を伴う株主には異なる新株予約権者との取引であり、自己新株予約権の取得に際して生じた付随費用は取得価額に算入する。このように、取引の相手方が株主であるか否かという基準が異なるため、計算方法が異なる。

問 3

(単位：円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
自己新株予約権評価損	700,000	自己新株予約権	700,000

問 4

問3の仕訳における権利確定日の計算方法は、自己新株予約権に減損が生じた場合に、当初の新株予約権発行割合で減損を配賦するが、有価証券の減損処理では、時価に引き下げる形で減損を計上する。このように処理に差異が生じるのは、有価証券の所持が短期的な時価変動から利益を獲得することが目的とされるが、新株予約権の所持はその目的がないからである。

問題 4

問 1

予測給付債務概念とは、退職給付債務を算定する際に、従業員の将来の昇給等の予測を考慮する概念をいう。

問 2

退職勤務費用の発生要因である、退職給付水準の改訂は、将来における従業員の業務向上を目的になされるため退職勤務費用を一時の費用として一義的に定めるのは困難である。よって、遅延認識が認められる。

問 3

退職給付は、従業員に対する給料の後払いとみなされることから、営業費用として計上すべきである。加えて、退職給付債務は、従業員の退職給付といえれる価値であり、純粋な資金調達を目的としていないことから、財務損益として表示すべきでない。したがって、利息費用や期待運用収益は営業損益に含めて表示する。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第4問	26	36.5	52.1

問題 1

問 1

（単位：千円）

	借方科目	金　額	貸方科目	金　額
(1)X1年2月1日	前渡金	1,500	現金	1,500
(2)X1年3月1日	売掛金 売上高	3,000 375	売上高 前渡金	3,000 375

問 2

(1)
① 本問の取引慣行が通例であること。
② 顧客が未出荷の滞留を指図する能力を有していること。
③
④

(2) （　試用販売　）契約　（　返品　）契約

問題 2

問 1

(1) 法定実効税率＝ 事業税率＋法人税率＋地方法人税率＋住民税率

(2)
企業会計と課税所得計算とはその目的を異にするため、収益費用、益金損金及び資産負債の計上額が異なるため、法定実効税率と本問の合計税率とは異なることになる。

問 2

税法の改正に伴い、税率が変更された場合において、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額に係る一時差異に関する繰延税金資産および繰延税金負債の差額についての修正差額は、法人税等調整額に加減して処理する。

問題 3

問 1

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
自己新株予約権	8,700,000	現金	8,700,000

問 2

問1の仕訳における金額の計算においては取得に伴う付随費用200,000円を、自己新株予約権の取得原価に含めて計算している。一方、自己株式の取得時には、取得に伴う付随費用は、取得原価に含めずに計算することとされている。これは、自己株式の取得は、株主との間の資本取引であり、付随費用は資本取引とは別個の損益取引であるため、両者を区別して処理をする必要がある。一方で自己新株予約権は、新株予約権者との損益取引であるため、通常の資産の取得と同様に付随費用は取得原価に含める必要がある。以上より、両者は異なっている。

問 3

（単位：円）

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
新株予約権 新株予約権評価損	4,100,000 700,000	自己新株予約権	4,800,000

問 4

有価証券の洗替処理では、評価損益は、有価証券そのものの取得原価から控除する。一方自己新株予約権については、自分が発行した新株予約権の買戻しであるため、元手である新株予約権の価額を減額することになり、差額が資本剰余金として計上される点が異なる。

問題 4

問 1

引当金繰入額概念とは、すべての企業を対象に、将来の発生等の影響を考慮して、将来給付が見込まれる退職給付債務を基礎として、退職給付を算定する概念である。

問 2

過去勤務費用は、将来の労働サービスの向上を見込んで退職給付制度の改訂等を行うことにより発生するものである。およその影響は、将来の労働サービスの消費と対応して認識することが費用対応の原則から望ましいため、過去勤務費用の遅延認識が認められている。

問 3

勤務費用については、明確な金銭手数料とフローで伴う実際の財務活動において生じるものとはなく、あくまで退職給付債務における計算上の費用である。また同様の計算を行う資産除去債務の利息費用も同様に営業費用としているため、発生主義の観点からも営業費用とする性質である。期待運用収益については、実際の財務活動によって生じるものとはなく、退職給付債務の当期発生分の一部であるため営業費用とすべきである。以上の理由より、勤務費用や期待運用収益は営業費用に含めて表示することとされている。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第４問	24	35.2	50.3

問題 1

問 1

（単位：千円）

	借方科目	金　額	貸方科目	金　額
(1)X1年2月1日	前渡金	1,500	現金	1,500
(2)X1年3月1日	売掛金	1500	前渡金 売上	375 1125

問 2

(1)
① 企業が顧客に提供した資産に関する対価を収益する現在の権利を有していること
② 顧客が資産に対する法的所有権を有していること
③ 〃 顧客が資産を検収したこと
④ 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること

(2) （　　）契約　（　　）契約

問題 2

問 1

(1) 法定実効税率＝

(2)

問 2

備正差額は法人税等調整額に加減して処理する。ただし、資産の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上される場合において、当該評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を備正したときは、備正差額を評価差額に加減して処理する。

問題 3

問 1

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
自己新株予約権	8,700,000	現金	8,700,000

問 2

自己株式の取得において、付随費用を支払った場合は、その取得原価に含めず、費用として処理する。一方で、自己新株予約権の場合は、取得原価に含める。これは、自己株式の取得が株主との取引であり、資本取引と扱われるのに対して、自己新株予約権の取得は株主ではない新株予約権者との損益取引であることに起因する。

問 3

（単位：円）

借方科目	金　額	貸方科目	金　額

問 4

有価証券は資産であるのに対して、自己新株予約権は純資産である新株予約権から控除される項目であるので、減損処理が異なっている。

問題 4

問 1

予測給付債務は、従業員の将来の昇給等を見込んで計算された現時点での退職給付債務であり、受給権の有無を問わず、全ての従業員を対象として計算される。

問 2

退職給付水準の引き上げにより過去勤務費用が発生した場合、企業はその引き上げにより従業員の勤労意欲の向上を期待しているので、その影響は将来に続くことになる。したがって、発生時に全て費用処理することは合理的とはいえない。

問 3

利息費用や期待運用収益は実際の資金調達活動により生じた損益ではないため、財務費用とするべきではない。また、退職金は常務費に該当するので、利息費用や期待運用収益も常務費としてとらえることが合理的であるといえる。したがって、営業損益に含めるべきである。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第4問	16	28.7	41.0

問題 1

問 1

（単位：千円）

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1) X1年2月1日	売上高	1,500	現金	1,500
(2) X1年3月1日	売掛金	3,000	売上高	3,000

問 2

(1)
① 企業が顧客に提供した資産に関する対価を収益する現在の権利を有していること。
② 顧客が資産に対する法的な所有権を有していること。
③ 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクと負担、経済的価値を享受していること。
④ 顧客が資産を検収したこと。

(2)
(かっぷ販売)契約
(見本品販売)契約

問題 2

問 1

(1)
法定実効税率＝ 課税所得 ／ (法人税額＋地方法人税額＋事業税額 住民税額)

(2)
法定実効税率には、事業税（付加価値割および資本割）と住民税（均等割）が含まれるが、住民税（法人税割）は含まれないためである。

問 2

資産または負債の評価替えにより生じた評価差額に係る一時差異に関する繰延税金資産および繰延税金負債の差額は、税法の改正に伴い税率が告示された場合その一時差異が解消すると見込まれる期に適用される税率による税金負担の修正差額は法人税等調整額として計上する。

問題 3

問 1

借方科目	金額	貸方科目	金額
自己新株予約権	8,700,000	現金	8,700,000

問 2

自己新株予約権の取得では付随費用を取得原価に算入するが、自己株式の取得では付随費用は損益取引として取得原価に算入しないという点が異なるのである。これは、自己株式の取得の付随費用は、株主以外の者との取引なので、株式の取得とは別の取引であるが、自己新株予約権の取得は株主以外の者から払い込まれた額との取引であるので、他の資産と同様に付随費用を取引の相手のために生じた費用と考えられるためである。

問 3

（単位：円）

借方科目	金額	貸方科目	金額
自己新株予約権新株予約権	4,800,000	自己新株予約権	4,800,000

問 4

有価証券の減損処理は取得原価の50%を下回る時価となり回復する見込みがない分不明のときに、その時価まで切り下げる。

問題 4

問 1

予測給付債務とは退職給付を単位取引確約を有する所かによらず合理的に予測できる将来の昇給を考慮に入れて退職給付債務を見積るという考え方である。

受給権

問 2

過去勤務差異は、将来における退職給付水準の改訂により発生する部分も含まれ、期末日において その改訂が行われた場合に当期の損益に含めるのは不合理であると考えられるときがあるからである。

判定が△

問 3

利息費用や期待運用収益は、他の財務費用のように資金の調達や運用のために発生した費用とはいえない面がある。
まず費用で退職給付費用は「資産の後払いによるもので、資産は営業損益に含まれる。
そのため営業損益に含まれるのである。

会計学午後 第5問

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第5問	58	54.5	77.9

問題 1

①	のれん	②	8,100	③	60
④	4,200	⑤	54,600	⑥	決算日レート
⑦	△8,190	⑧	その他の包括利益累計額	⑨	176,000
⑩	100,800	⑪	176,750	⑫	資本剰余金
⑬	X				

問題 2

(単位：千円)

①	847,500	②	2,775,000	③	124,740
④	438,410	⑤	267,780	⑥	50,400
⑦	59,550	⑧	600,000	⑨	727,660
⑩	149,710				

問題 3

問 1

(1) △19,200 千円

(2) 我が国では連結財務諸表を主として親会社株主の立場から作成すると考える親会社説に依拠していることが多いが、追加取得における会計処理は例外的に経済的単一体説に基づいている。経済的単一体説とは、連結財務諸表を親会社の個別財務諸表とは異なる企業集団全体の財務諸表であると捉え、非支配株主も含めた全ての株主の立場から作成すると考える説である。この考え方に基づくと、非支配株主は連結実体の持分保有者であるため、親会社と非支配株主との直接的な取引である追加取得は損益取引ではなく資本取引であると考えられる。そのため追加取得持分と追加取得持分の差額は利益剰余金に影響を与えるべきではなく、資本剰余金を変動させることで対応する。

問 2

在外連結子会社に対する持分が支配の継続する範囲で減少する場合、為替換算調整勘定のうち、売却持分相当額を取り崩し、資本剰余金に振り替える。一方で、在外持分法適用会社株式とその持分が減少する場合は、為替換算調整勘定のうち、売却持分相当額を取り崩し、売却損益に振り替える。このように会計処理の相違が生じるのは、前者は支配を喪失しておらず被投資会社への投資を継続しているが、後者は支配を喪失したことで被投資会社への投資を清算したと考えられるためである。

問 3

(1) △380 千ユーロ

(2) 「連結財務諸表に関する会計基準」によると、同一環境下で行われた同一の性質の取引等については、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一しなければならないとされている。なぜなら、このような場合に親会社と子会社の会計処理が異なれば、連結財務諸表内での比較可能性が損われて、企業集団の財政状態や経営成績を適正に表示しにくくなるためである。これによると、所在する国家が異なっても、その相違が投資の成果に相違をもたらさないのであれば、親子会社の会計処理は同じであるべきである。また、我が国の会計基準に共通する考え方として、総合的な企業業績の評価指標として当期純利益を重視すべきという考え方がある。すなわち、包括利益は未実現利益を含んだ企業全体の事業活動の成果を表すものではあるが、純利益情報を超える有用性は見出されていない以上、実現利益のみ反映した費用と収益が適切に対応した適正な期間損益計算によって求められる当期純利益こそが企業の経営成績を表すと言える。この点、5つの修正項目は連結財務諸表上の当期純利益に重要な影響を及ぼすものであるため、これら5項目は我が国の考え方に従って修正が求められている。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第５問	33	39.2	56.0

問題 1

① のれん	② 8,600	③ 60
④ 4,200	⑤ 54,600	⑥ 決算日レート
⑦ △8,190	⑧ 評価・換算差額等	⑨ 176,000
⑩ 100,800	⑪ 28,090	⑫ 利益剰余金
⑬ ×		

問題 2

（単位：千円）

① 841,500	② 2,082,100	③ 124,740
④ 357,450	⑤ 248,420	⑥ 50,400
⑦ 59,550	⑧ 600,000	⑨ 545,380
⑩ 132,110		

問題 3

問 1

(1) △19,200 千円

(2) 我が国では親会社説に基づき、連結財務諸表を親会社の立場から作成する考え方にたつ。この場合、非支配株主との取引は資本取引でなく損益取引となるのが適当であり、当該取引では資本剰余金でなくのれんとして処理されるべきであるが、会計基準の国際的調和の観点から資本剰余金として処理する。

問 2

持分が支配の継続する範囲で減少する場合、持分の減少比率分の為替換算差額調整勘定を非支配株主持分に振り替える。また、後者の場合は、為替換算調整勘定を全て取り崩す。

問 3

(1) △380 千ユーロ

(2) 親会社の会計方針と子会社の会計方針は原則として統一する必要がある。一方で各基準で異なる処理を認める、今の項目だけは、投資家等の利用者の理解に重要な影響を及ぼすため、必ず統一する必要がある。また我が国では、実現していない損益は計上しないという考え方があり、この項目は、この共通の考え方に反するものであると考えられるため修正が必要である。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第５問	28.5	36.2	51.7

問題 1

①	のれん	②	8,100	③	60
④	7,830	⑤	×	⑥	決算日レート
⑦	×	⑧	その他の包括利益累計額	⑨	176,000
⑩	100,800	⑪	×	⑫	×
⑬	×				

問題 2

（単位：千円）

①	847,500	②	×	③	×
④	×	⑤	×	⑥	×
⑦	59,550	⑧	600,000	⑨	×
⑩	×				

問題 3

問 1

(1) △19,200 千円

(2) 我が国が採用する連結会計主体論は、連結財務諸表を主体として親会社の株主の立場から作成するものとみる親会社説である。この考え方に基づくと、子会社の非支配株主は連結実体の外部者であるため、支配を継続する子会社の株式追加取得は外部取引として損益取引になるとも考えられる。しかし、支配が継続しているため、親会社の子会社への投資は継続しており、当該利益は未だ実現していない。よって、この取引によって損益が発生するべきではないため、当該金額が資本剰余金として処理される。

問 2

保有する在外連結子会社に対する持分が支配の継続する範囲で減少する場合、親会社は純資産項目から発生した為替換算調整勘定について変動した持分に対応する金額の調整を行わなければならない。一方で、在外連結子会社が在外持分法適用会社へとその持分が減少する場合、親会社は、純資産項目のみならず、のれんから発生した為替換算調整勘定についても変動した持分に対応する金額の調整を行わなければならない。

問 3

(1) △750 千ユーロ

(2) 「連結財務諸表に関する会計基準」では、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一することとされている。そして、我が国の会計基準においては当期純利益を重視するという共通する考え方がある。そのため、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整の5つの項目については、親会社と子会社の会計方針を統一することによって、連結損益計算書上の当期純利益が適切な値となるように修正が求められる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第５問	26	34.65	49.5

問題 1

① のれん	② 6,100	③ 60
④ 4,080	⑤ 54,600	⑥ 決算日換算
⑦ △8,170	⑧ 為替換算調整勘定	⑨ 196,000
⑩ 100,000	⑪ 14,740	⑫ 利益剰余金
⑬ ×		

問題 2

（単位：千円）

① 842,500	② 3,354,600	③ 124,740
④	⑤	⑥ 50,400
⑦ 59,550	⑧ 600,000	⑨
⑩		

問題 3

問 1

(1) △19,200 千円

(2) [illegible]

株式の追加取得は企業集団内の内部取引である。このため非支配株主は経済的単一体説によって利益所有者なので資本取引として処理するべきである。

＋我が国が採用する連結主体論。
＊問に従って答える。

問 2

保有する在外連結子会社への持分の継続する範囲で持分を減少させる場合は投資の性質は変化していないので投資は継続されている。そのため持分の売却により為替換算調整勘定に関する持分は未実現のままであるため、減少した持分の分を非支配株主に振り替える。一方、持分法適用会社であれば投資の性質が変化するので減少した為替換算調整勘定の持分が実現したとして投資に振り替える。

問 3

(1) △500 千ユーロ

(2) 連結財務諸表を作成するにあたり原則として親会社と子会社は同一環境の同一の性質の取引を行った場合は同一の会計処理を行う。そのため親会社が日本でなく親会社法により連結財務諸表は親会社株主を規定するこたから在外子会社の会計処理を修正する。

問題	素点	調整後得点	偏差値
会計学 第５問	18	29.4	42.0

問題 1

① のれん	② 8,100	③ ✓ ×
④ ✓ ×	⑤ ✓ ×	⑥ 決算日レート
⑦ ✓ ×	⑧ 株主資本と負債の区分	⑨ 176,000
⑩ 100,800	⑪ ✓ △ 196,630	⑫ ✓ 投資
⑬ ×		

問題 2

（単位：千円）

① 849,500	② ✓ ×	③ ✓ 87,160
④ ✓ ×	⑤ ✓ 271,700	⑥ ✓ ×
⑦ ✓ ×	⑧ ✓ ×	⑨ ✓ 600,000
⑩ ✓ ×		

問題 3

問 1

(1) △ 19,200 千円

(2) 我が国においては連結主体論として親会社株主の立場から連結財務諸表を作成するという考え方が採用されている。よって株式追加取得の際には資本剰余金の額を変動させることとしている。

→ × そのままでは論理がつながらない。

問 2

保有する在外連結子会社に対する持分が支配の継続する範囲で減少する場合、親会社の子会社に対する投資は継続しているから為替換算調整勘定の変動を減少する持分に係る額で減額しなければならない。これに対して在外持分法適用会社へと持分が減少する場合は為替換算調整勘定を減額し、損益として処理しなければならない。

問 3

(1) ✓ 300 千ユーロ

(2) 連結財務諸表に関する会計基準においては親会社と子会社の採用する会計方針は同一環境下で同一種類の取引を行う場合を除き、統一する必要はないとされている。また修正のないままとする考え方も継続性の観点から認められる。

企業法 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第1問	30.5	36.15	72.3

問題1

本件契約が甲会社に帰属するかについては、まず、Bが適法な代表取締役として認められるかが問題となり、それには甲会社の本件規定が有効かが問題となるため検討する。

この点、取締役会設置会社では法令・定款で定めた事項に限り、株主総会で決議することができるとされているが（295条1項）、取締役会で決議すべき事項と株主総会で決議することは否定されていないから、（同条3項対偶）、また取締役会から決定権限を否定されていない以上、取締役会による代表取締役への監督権限の確保という趣旨には反しない。したがって本件規定は有効である。

ではさて本件においては唯一の株主であるBが独断で自らを代表取締役として定めることとしており、株主総会は開催されていないが、これをどう考えるべきかが問題となる。

この点、株主総会が開催されなくとも、唯一の株主である者が決議すれば、決議があった旨とみなされるが、その者が決議に特別の利害関係を持つ者であり、著しく不当な決議がなされた場合に株主総会決議の取消事由にあたらないか（831条1項3号）。これにあたらないと解する。なぜなら、当該取消事由は他の株主を保護するためのものであり、株主が唯一である以上、保護の必要がないからである。よって本件においても、Bは適法な決議を経て選任された、適法な代表取締役である。

次に本件においてBは単独で本件契約を行っているが、これが適法な代表行為といえるかが問題となる。この点、取締役会設置会社では「多額」の借財を行う場合には取締役会決議が必要であるが（362条4項3号）、本件においては本件の借入300万円は、総資産400億円と比較しても多額とは言えず、内規の1000万円にも満たないため、これにはあたらず、単独で行うことができる（348条1項、363条1項）。以上より本件契約は適法であり、その効果は甲会社に帰属する。

問題2

Cが甲会社に対し、どのような請求をすることができるかについて、まず役員はいつでも株主総会の決議によって解任することができる（339条1項）ため、本件においても解任決議が適法になされた以上、解任自体を否定することはできない。ただし、解任された者は、その解任について正当な理由がなかった場合には、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる（同条2項）。よって本件における解任が「正当な理由がなかった場合」にあたるかが問題となる。

この点、経営上の問題ではなく、ある株主の個人的な恨みなどによって解任された場合には、正当な理由がなかったと解するべきである。本件においては、BはCとの私的な金銭トラブルで恨みを持ち、これを理由に解任していることから正当な理由はないと考える。

以上より、Cは解任によって生じた損害の賠償を請求することができるが、甲会社には役員報酬・退職慰労金の定めがないため、解任されなかったならば受け取ることができたであろう合理的な報酬相当額等を損害として請求できる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第1問	20.5	29.4	58.8

問題1

本件契約の効果が甲会社に帰属するためには、まずBが適法な代表取締役である必要がある。ここで取締役会設置会社では、代表取締役の選定は取締役会決議により選定する(362条2項3号)。しかし、甲会社では必要に応じて株主総会決議によって定めることができるという定款規定があり、本件規定の効力が問題となる。この点、取締役会に代表取締役の選定権限が与えられたのは、その方が経営が合理化でき、株主の利益に資するからである。これを踏まえると株主がその利益を放棄して、自ら選定するというのなら、それを止める理由はない。したがって、本件規定は有効と解する。よって、本件規定に基づいて株主であるBが自らを代表取締役として定めても有効と解する。次に、本件契約がBの業務で行われていることについて検討していく。取締役会設置会社では、多額の借財を代表取締役に委任することは原則としてできない(362条4項2号)。監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社でない甲会社は原則どおりできない。ここで、銀行からの200万円の借入れが多額の借財にあたるかが問題となるが、あたらないと解する。多額の借財にあたるかどうかは会社によって異なるため、会社の状況に応じて判断せざるを得ないと解するが、甲会社では取締役会規則で1000万円以上の借入は取締役会決議を要すると定めており、20億円という総資産から考えても、多額とはいえないためである。したがって、Bは本件契約を日常的細目事項として会社を代表して行う権限があるため(349条4項)、本件契約の効果は甲会社に帰属する。

問題2

取締役はいつでも株主総会の決議によって解任できるが(339条1項)、解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償をすることができる(同条2項)。Cの解任の理由は、B逆恨みであるため、正当とはいえない。したがって、Cは解任によって生じた損害賠償を甲会社に求めることができるため、その内容を検討していく。取締役の任期は、原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでである(332条1項)。しかし甲会社は非公開会社であるため、332条2項を根拠に、原則的な任期である「2年」ではなく「10年」となる。定款規定が存在する。この点、Cは選任されてから3年しかたっておらず、未来あと7年任期が残っていたが解任された。よって、Cは7年分の役員報酬を受け取れなかったという損害が生じているため、甲会社に対して、7年分の役員報酬を請求できる。

問題	企業法 第1問
素点	17.5
調整後得点	27.05
偏差値	54.1

問題1 まず、本問において本件規定に基づいてBが自らを代表取締役として定めたことは認められるのか否かが問題となる。甲会社は取締役会設置会社であるため、原則として取締役会において代表取締役が選定される(362条3項)。しかし、甲会社では本件規定により必要に応じて株主総会決議によって定めることが認められている。取締役会決議によることが求められているのは、経営にくわしい取締役による決議によって決定されることは会社の効率的かつ効率的な運営につながるからであるが、このように取締役会決議が求められる事項についてより上位の機関である株主総会に決定を委譲する定款が認められるのは、上記の効率的な運営を阻害しない程度であれば株主の意見を反映することが株主の利益につながるからである。これを考慮すると甲会社の1人株主であるBが自身の意見を反映させ、株主総会決議において自らを代表取締役としたことは認められる。よってBは代表取締役であり、甲会社の業務執行を行う立場にある(363条1項1号)。次に、本件契約が代表取締役B単独で行うことが可能であるかが問題となる。本件契約の借入金額は甲会社の純資産額の0.1%の金額であり、甲会社の取締役規則で決議を要すると定められている金額よりも少額である。よって、本件契約は多額の借財にはあたらないと考えられることから本件契約に係る業務執行の決定を代表取締役に委任でき、(362条4項2号)Bが単独で本件契約を締結できる。代表取締役の業務執行行為は株式会社に帰属するため、本件契約の効果は甲会社に帰属する。

問題2 本問において、取締役Cは株主総会決議により解任されている。役員はいつでも株主総会普通決議により解任することができるが(339条1項、309条1項)、これにより解任された者はその解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することができる(339条2項)。よってCの解任に正当な理由がなければ、Cは甲会社に損害賠償を請求できると考えられるため、Cの解任が正当な理由によるものか否かが問題となる。Cは株主Bが Cに対する信頼を喪失したことを理由に解任されているが、この点は私生活上のトラブルからCを逆恨みして甲会社から排除することを目的に信頼の喪失を理由としてあげて解任していることから、これは正当な理由であるとはいえない。したがって、Cの解任には正当な理由がないことから、Cは甲会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができない。

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第1問	15.5	25.3	50.6

問題1 本件契約は200万円の借入れであるため、当該業務執行は代表取締役が決定する(362条4項、363条1項1号)。本件契約の効果が甲会社に帰属するか否かは、Bが適法な代表取締役であるか否かによるため、以下で検討する。

まず、本問では、Bが本件規定に基づき、自らを代表取締役として定めることとしているが、本件規定が有効かが問題となる。この点、株主総会は会社の最高意思決定機関であるため、本来は全ての事項を決定できるはずであるが、362条2項3号ア項が代表取締役の選定権限を取締役会に認めたのは、そのほうが会社の合理的経営を確保でき、株主の利益になるからである。とすれば、当該規定は代表取締役の選定権限を取締役会より上位機関に移譲することまで禁止する趣旨ではないため、本件規定は有効であると解する。次に、取締役設置会社では、株主総会の招集の決定は取締役会決議によらなければならない(298条1項4項)が、本問では、Bは他の取締役に相談することなく自らを代表取締役として定めている。また、Bは名義書換を適法にしているので(130条1項)、Bは甲会社の一人株主である。ここで、Bによる自らを代表取締役とする定めの効力が問題となるが、有効であると解する。なぜなら、違法な招集権者による株主総会であっても、株主全員が開催に同意して、出席している場合は、当該株主総会は全員出席総会として適法に成立すると解するが、一人株主の場合は招集手続によって保護を受けるのが一人株主のみであるので、その者の決定のみで上記の要件を満たすためである。

よって、Bは甲会社の代表取締役であり、本件契約の効果は甲会社に帰属する(363条1項1号)。

問題2 役員(329条1項)は、いつでも、理由のいかんを問わず、株主総会普通決議(309条1項)によって解任することができる(339条1項)。本問では、Cは適法に取締役から解任されているが、BのCに対する信頼の喪失を理由としている。そのため、Cは339条2項の請求を甲会社に対してすることが考えられる。

339条2項の請求が認められるためには、①その解任について正当な理由がなく、②解任によって、解任された取締役に損害が生じている場合である。

本問では、株主BのCに対する信頼の喪失を理由としているが、BはCとの私生活上のトラブルを原因としてCを逆恨みし、Cを甲会社から排除する目的でCを解任しており、Cに何ら帰責性がないため、①解任について正当な理由がないといえる。また、Cは取締役から解任されることで、受け取るはずであった報酬等(361条1項)を受け取ることができず、甲会社では取締役の退職慰労金が廃止されているため、それを受け取ることもできず、②Cに損害が生じている。

よって、Cは甲会社に報酬等又は退職慰労金相当額の損害賠償請求ができる(339条2項)。

平林 p.50

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第1問	8	20.3	40.6

問題1　代表取締役が、その権限において行った行為は、全て会社に帰属する（349条1項但書4項）。この点、①Bが適法な「代表取締役」であるか、②200万円の借入は代表取締役の権限かが問題となる。

①に関して、法は、代表取締役の選定権限を取締役会とする（362条2項3号）一方、定款による株主総会の権限拡大の余地を認めている（295条2項）ことから、本件規定の効力が問題となる。この点、362条2項3号は、本来の最高意思決定機関である株主総会ではなく、取締役会に委ねた方が合理的な経営を行えるため、かえって株主の利益に資することから規定されており、取締役会より上位の株主総会に、株主の合意のもと権限を一部委譲することを禁ずるものではないと解する。よって、本件規定は有効である。そうであるとしても、本件規定は「必要に応じて」株主総会決議で定めることとしているから、この必要性の判断は、株主総会の招集に関する基本的権限を有する各取締役（296条3項，298条1項参照）が行うと考えられる。ここで、非公開会社である甲会社はAの退任後、代表取締役が不在となったため、取締役の過半数をもって株主総会招集を決定すべき（348条2項）ところ、Bが無断で行っている。これは、831条1項1号の招集手続違反に該当すると考えられる。よって、Bは適法な選任を受けていないため、「代表取締役」ではない。

②に関しては、1,000万円以上の金銭借入を取締役会専決事項（362条4項2号）としている以上、1,000万円未満の金銭借入については、代表取締役に権限委任している（同条項柱書反対解釈）ため、200万円の借入は代表取締役の権限には該当する。

以上より、①をみたさないから、本件契約の効果は、甲会社には帰属しない。

問題2　Cは、甲会社に対し339条2項の請求を行うことが考えられるため、以下検討する。

株主総会によって解任された取締役（①）は、その解任について正当な理由がない場合（②）は、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求できる（339条2項1項）。

この点、Cは株主総会の解任決議（339条1項，341条）により解任されているから①をみたす。また、株主BのCに対する信頼の喪失を理由とした解任は、逆恨みによるものだから、②もみたす。

以上より、Cは、甲会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求できる。

企業法 第2問

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第2問	45.5	39.35	78.7

問題 1

1. 新設分割の効力発生日である丁会社の設立の日令和3年10月1日に、本件新設分割契約に基づき、丁会社は新設分割会社甲会社の甲事業に係る一切の債務を包括的に承継する（764条1項）。本件新設分割によって債権者異議手続の適用を受けるのは、新設分割後、新設分割会社甲会社に対して債務の履行を請求することができない甲会社の甲事業の債権者である（810条1項2号）。これは、新設分割によって債権者が交替する甲事業の債権者は、丁会社の債務履行に不安をおぼえる可能性があるため、これらの債権者の保護が必要であることによる。

2. 一方で乙事業の債権者については債務者の交替を伴わず、また人的分割（763条1項12号）にも該当しないことから、新設分割計画①、②で分かるため、乙事業の債権者については債権者異議手続の適用を受けない（810条1項2号第2かっこ書）。

3. 以上より、本件新設分割について異議を述べることができる債権者は甲事業の債権者である。

問題 2

1. 新設分割の効力発生日に甲事業に係る一切の債務は包括的に丁会社に承継される（764条1項）ため、原則的に甲事業の債権者は新設分割後、甲会社に債務の履行を請求することができない。ただし、本問において、Aは甲会社の不法行為によって生じた甲会社の損害賠償責任による債務の債権者であると考えられるため、764条2項を適用し、Aが甲会社に損害の賠償を請求することが認められるかどうかを考える。本問においてAに764条2項が適用される要件は、①債権者が本件新設分割について債権者異議手続の適用を受けるものであること、及び②不法行為によって生じた債務の債権者であって、810条3項の適用を受ける場合で、債権者に810条2項に基づく別の催告を受けなかったことである。

2. 甲会社に生じたAに対する損害賠償責任に係る債権は、新設分割効力発生日より前に発生したものであり、かつこの債務は甲事業に係るものなので、Aには債権者異議手続が適用される（810条1項2号）ため、①を充たす。

3. 甲会社に生じたAに対する債務は甲会社の不法行為に基づいて生じたものである。また、会社において公告方法を「電子公告による」としている甲会社においては、810条2項による別の催告は原則として要しないものの、不法行為によって生じた甲会社の債務の債権者には810条2項による別の催告を、甲会社とAの債権が知れているときは要するとされている。ただし、甲会社はAの債権を新設分割前に知っていたとされるため、Aに対する個別の催告はされていないため、②についても充たす。

4. 以上より、Aは764条2項の規定に基づき、新設分割会社甲会社に対して債務の履行を請求することができないものとされている時であっても、甲会社に対し、甲会社が丁会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。したがって、Aの甲会社に対する損害の賠償請求は認められる。

問題1　本件新設分割について異議を述べることができる債権者は、まずは、新設分割後、新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない新設分割株式会社の債権者（810条1項2号）、つまりB事業についての債権者があげられる。これは、債務者の変更によって不安を覚える可能性があるからである。一方で、新設分割株式会社が新設分割設立株式会社に承継されない債権者を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、債権者（764条4項）は債務の履行を請求を新設分割設立会社にできるだけで、異議を述べることはできない。また、債権が新権利担保付債権である場合の債権者

問題2　丙会社製造の一般用医薬品はB事業に属するものであり、新設分割によって丁会社に権利義務が承継されている（764条1項）ため、原則として、Aは丙会社に請求できない。しかし、その原因となった事象が、新設分割の効力発生日前に存在しており、そのことが新設分割の効力発生前に判明していれば、債権者異議手続（810条1項2号）ができる債権者であり各別の催告を受けなかった者として甲会社に請求できる（764条2項）ため、Aが新設分割時点の債権者であったかが問題となる。この点、Aは新設分割時点の債権者であったと解する。これは、Aは新設分割前の丙会社の医薬品を購入したことが発生原因となっているからである。そのため、Aは、丙会社に知られていない債務者であり丙会社からの債権者異議手続の各別の催告を受けなかったときは害されない（810条2項）が、丙会社と丁会社に債務の履行を請求できる（764条2項3項）。

以上より、Aの主張請求は認められる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第2問	19	27.6	55.2

平林 p.53

問題1　甲会社と丁会社による本件新設分割について異議を述べることができる債権者とは、新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない新設分割会社の債権者である。（810条1項2号）まず、組織再編行為における債権者異議手続が設けられている趣旨としては、組織再編行為によって損害を受けるおそれがある債権者を保護するためである。本件新設分割については、計画の内容として、② 承継対象の債務については丁会社のみが弁済の責任を負うとされ、承継対象の債権者の場合では、債務の履行を請求する主体が甲会社から丁会社へと変わり、丁会社の資産状態等の状況次第では満足に弁済を受けることができないおそれがある。よって、810条1項2号の規定に基づく債権者が本件新設分割について異議を述べることができる者となる。

問題2　本件新設分割では、丁会社は甲会社のB事業に係る一切の権利義務を承継することから、B事業の一般用医薬品に係る損害賠償請求は丁会社に生じるものであり、原則として甲会社に請求することはできない。（764条1項）ここで、本件新設分割について異議を述べることができなかったAについて承継する方法がないかどうかが問題となる。Aは甲会社の責めに帰すべき事由による損害賠償債務の債権者であり、不法行為によって生じた債務の債権者である。また甲会社の責任があることを判明したのは、令和4年4月時点であり、債権者異議手続時点では、甲会社に知られている債権者ではなかったため、甲会社による公告の催告も受けていない。（810条2項、3項）よって債権Aは、新設分割による債権者異議手続の以後に判明した不法行為による公告の催告を受けていない債権者を保護する趣旨から、新設分割後に甲会社に対して債務の履行を請求することができるものと新設分割計画によって定められている場合があっても、甲会社に対して、甲会社が丁会社へ成立の日に有していた財産の価額を限度に、当該損害賠償債務の履行を請求することができる。（764条2項）以上からAの当該請求は認められる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第2問	15	26.9	53.8

平林 p.54

問題1 新設分割後、新設分割会社に対して債務の履行を請求することができない。新設分割株式会社の債権者は新設合併について異議を述べることができる。(810条1項2号)。そのため、本件新設分割により債務の履行を両会社に請求できなくなるβ事業の債権者が異議を述べることができる。これは新設分割により分割に対する債権者の権利義務が包括的に承継(764条)されるため、β事業の債権者を保護するためのものである。また、763条1項1号3イロに掲げる行為も両会社は行わないため、(本問②、③より)A事業の債権者は新設分割について異議を述べることができない。

問題2 22条を類推適用して考える。これは新設分割会社と新設分割設立会社の関係が譲渡会社と譲受会社の関係と類似するためである。そして22条では譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も譲渡会社の債務を弁済する責任を負う(22条1項)とあるため、両会社は原則として責任を負うため、損害の賠償は求めうると考えうる。これは、損害賠償は一般不法行為の見合いとするものであるからβ事業の責任であり、権利義務が包括的に承継されていが、その責任は両会社にあるからである。
764条2項、3項

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第2問	12	24.25	48.5

平林 p.55

問題	素点	調整後得点	偏差値
企業法 第2問	3	20.4	40.8

問題1 本件新会社分割について異議を述べることができる債権者は、新会社分割後において、新会社分割株式会社に対して債務の履行を請求できない新会社分割株式会社の債権者とされる(§810条1項2号)。

問題2 Aは、会社法429条1項に基づき損害賠償を請求すると考えられることから、以下検討する。429条1項の要件は、①役員等が故意・過失による任務懈怠が生じており、②第三者に損害が生じていること及び、③損害と任務懈怠に相当因果関係が認められることである(429条1項)。

本件において、Aは西会社製造の一般用医薬品を購入し、服薬した結果、体調異変を起こし、損害を受けたことから、②は満たす。加えて、体調異変の原因が、当該医薬品に混入した異物の影響であることから、西会社の役員は当然にこれを防ぐ必要があったといえるため、薬事法違反が認められることから、①、③を満たす。

したがって、429条1項の要件を全て満たすことから、第三者に対する責任を負うが、しかしながら、一般用医薬品の製造販売事業たる事業は、西会社から新設された丁会社に移転していることから、私生活関係の債務には、当該責任は丁会社に移転したと解される。

したがって、Aは西会社に対して請求することができず、当該請求は認められない。

経営学 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第1問	44	33.45	66.9

問題 1

問 1 ②

問 2 継続的な努力による改善が可能である

問 3 ウ ⓑ　エ ⓔ　オ ⓕ　カ ⓒ

問 4

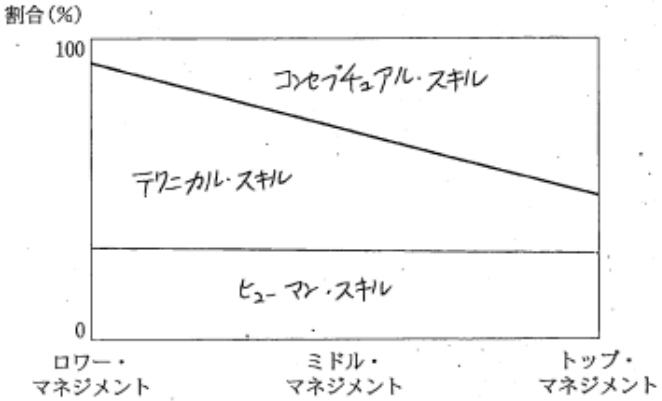

問 5
② 顧客機能 ： 生活の質を向上させること
③ 技術 ： フィンテック

問 6 コンセンサス

問 7 アメリカの鉄道会社のドメインは「鉄道」といった物理的定義によるものであったが、正しくは「利用者の便利な鉄道ネットワークの創造」のように機能的定義であるべきである。

問題 2

問 1 a 能力性　b 組織　c 競争優位

問 2 ⑧

問 3 差別出来高給制は、設定された課業を達成したら報酬が増加するというものである。一方で出来高給制は1仕事あたりの報酬を設定し、いくつの仕事を達成したかによって比例した報酬を増加させるというものである。

問 4 A 経済　B 非公式

問 5 欲求5段階説 自己実現 欲求　ERG理論 成長 欲求

問 6 g 自律性　h 48

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第１問	35	28	56.0

問題 1

問 1 ②

問 2 後天的な努力でリーダーになれる

問 3 ウ ⓑ　エ ⓔ　オ ⓕ　カ ⓒ

問 4

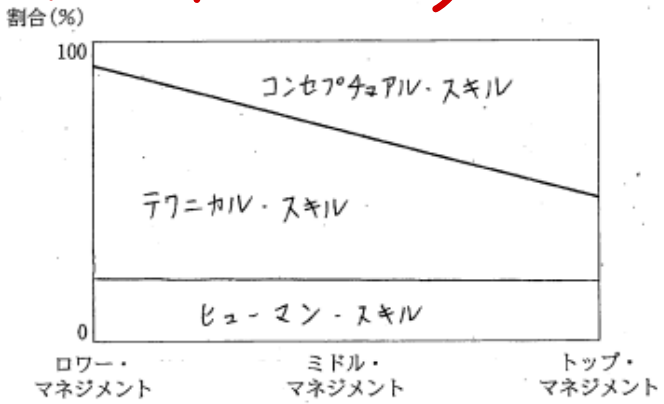

問 5
② 顧客機能 ：生活の質を向上させる
③ 技術 ：フィンテック

問 6 コンセンサス

問 7 レビットはアメリカの鉄道会社がドメインの定義を狭くしすぎたことが間違っており、正しくは、定義をもっと広くし、より幅広く事業展開できるようにすべきと指摘した。

問題 2

問 1 a 稀少性　b 組織　c 優位性

問 2 ④

問 3 一般的な出来高給制は、労働の成果の多少に応じて給与を支給する方法であるのに対し、「差別出来高給制」とは課業の達成度に応じて給与を支給する方法であり、作業量に関する標準が設定されている点で一般的能力に異なる。

問 4 A 経済　B 作公式

問 5 欲求5段階説 自己実現 欲求　ERG理論 創発 欲求

問 6 g 自律性　h 48

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第1問	33	26	52.0

問題 1

問 1 ②

問 2 誰でも望ましいリーダーとなれる

問 3 ウ b　エ e　オ f　カ c

問 4 割合(%)

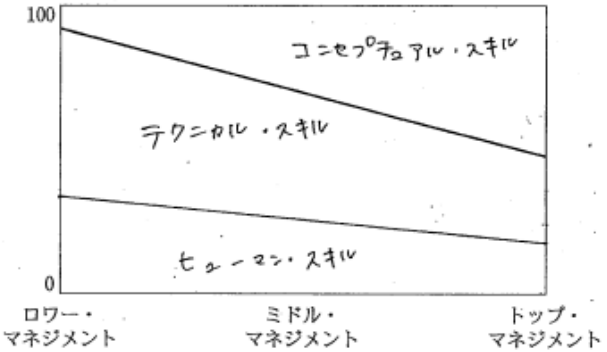

問 5 ② 顧客機能：生活の質

③ 技術：フィンテック

問 6 コンセンサス

問 7 レビットは、ドメインの定義が企業目線であることが間違っており、社会に受容されるような定義であるべきと指摘した。

問題 2

問 1 a 希少性　b 組織　c 競争優位

問 2 ④

問 3 作業能率が良い従業員に賃金を多く、悪い従業員には賃金を少なく与えることであり、一定の達成度合いごとに賃金を与える一般的な出来高給制とは成績の悪い者の賃金を減らすという点で異なる。

問 4 A 経済　B 非公式

問 5 欲求5段階説 自己実現 欲求　ERG理論 親和 欲求

問 6 g 自律性　h 48

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第1問	29.5	24.7	49.4

問題 1

問 1 ②

問 2 後天的に身につけることができる

問 3 ウ e　エ b　オ f　カ c

問 4

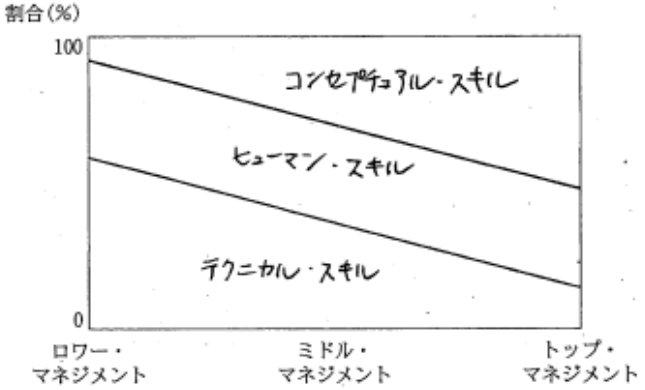

問 5 ② 顧客機能 : 生活の質を向上

③ 技術 : フィンテック

問 6 シェアリング

問 7 レビットは鉄道会社のドメインの定義を物理的定義とするのは間違っており、機能的定義であるべきと指摘した。

問題 2

問 1 a 希少性　b 機会　c 競争力

問 2 ③

問 3 一般的な出来高給制のように作業量に比例した賃金を支払うのではなく、作業量が増えるほど、その単位当たり賃金も増やさせ、労働者のインセンティブをより高める賃金体系を意味する。

問 4 A 経済　B 非公式

問 5 欲求5段階説 自己実現 欲求　ERG理論 承認 欲求

問 6 m 自己決定　n 48

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第１問	22	20.1	40.2

問題 1

問 1 ②

問 2 行動決断で 後天的にもリーダーとなる

問 3 ウ ⓑ　エ ⓔ　オ ⓕ　カ ⓒ

問 4

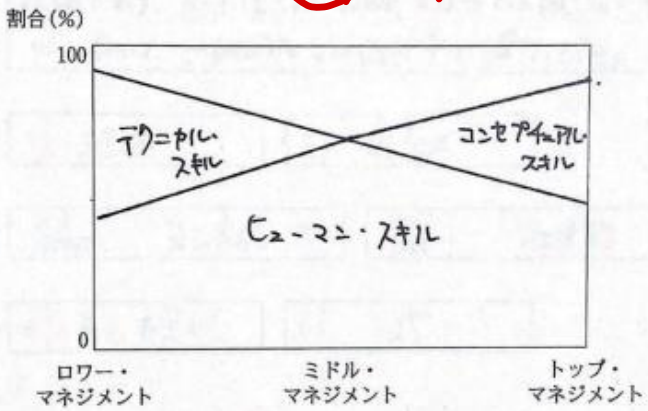

問 5 ② 顧客機能 : 生活の質

③ 技術 : フィンテック

問 6 コンセンサス

問 7 ドメイン定義の範囲を近視眼的に狭くしたことが間違っており、正しくはより広い事業領域を対象として定義すべきであったと指摘した。

問題 2

問 1 a 希少価値　b 事業概念　c 競争力

問 2 ⑥

問 3 差別出来高給制とは、課業の達成状況等により賃金格差を設ける仕組であり、必ずしもそれが組織の成果と連結しない可能性がある点において、一般的な出来高給制とは異なっている。

問 4 A 経済　B 非公式

問 5 5 欲求段階説 自己実現 欲求　ERG理論 社会的 欲求

問 6 g 自己充足性　h 25

経営学 第2問

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第２問	44	37.55	75.1

問題 1

問 1	オ
問 2	ア
問 3	イ
問 4	イ
問 5－1	ディスカウント
問 5－2	コ　サ

問題 2

問 1－1	5.4 %
問 1－2	74 億円
問 1－3	2186.47 億円
問 2－1	① 6 %　② 735.29 億円
問 2－2	イ

問題 3

問 1－1	パー ボンド
問 1－2	100.93 円
問 1－3	1.95 年
問 1－4	36.78 %
問 2－1	30 百万円
問 2－2	6 百万円

問題 4

問 1	① 27.27
	② 0.5
	③ 0.12
	④ 3.27
	⑤ −0.30
問 2	0.8
問 3	0.82

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第２問	28	27.7	55.4

問題 1

問 1	オ
問 2	ウ
問 3	キ
問 4	イ
問 5－1	株式公開 ディスカウント
問 5－2	サ　コ

問題 2

問 1－1	5.4	%
問 1－2	70.21	億円
問 1－3	2,186.47	億円
問 2－1	① 5 %	② 2,625 億円
問 2－2	エ	

問題 3

問 1－1	パー	ボンド
問 1－2	100.93	円
問 1－3	1.95	年
問 1－4	36.78	%
問 2－1	30	百万円
問 2－2	25	百万円

問題 4

問 1	① 0.04
	② 0.5
	③ 0.12
	④ 0.48
	⑤ 3.20
問 2	0.56
問 3	0.58

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第2問	25	25.85	51.7

問題 1

問 1	オ
問 2	エ
問 3	ク
問 4	エ
問 5－1	株式ディスカウント
問 5－2	コ　サ

問題 2

問 1－1	5.4 %
問 1－2	174 億円
問 1－3	2,176.47 億円
問 2－1	① 6 %　② 779.411 億円
問 2－2	イ

問題 3

問 1－1	サイ ボンド
問 1－2	100.93 円
問 1－3	1.95 年
問 1－4	36.78 %
問 2－1	30 百万円
問 2－2	百万円

問題 4

問 1	① 4
	② 0.5
	③ 0.12
	④ 0.48
	⑤ 0.0324
問 2	
問 3	

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第２問	23	24.6	49.2

問題 1

問 1	オ
問 2	エ
問 3	ツ
問 4	イ
問 5－1	ハイドロジェント
問 5－2	イ　エ

問題 2

問 1－1	5.4	%
問 1－2	70.21	億円
問 1－3	2176.47	億円
問 2－1	① 6 %	② 441.18 億円
問 2－2	エ	

問題 3

問 1－1	ゼロ	ポンド
問 1－2	100.93	円
問 1－3	1.97	年
問 1－4	37.65	%
問 2－1	30	百万円
問 2－2	27	百万円

問題 4

問 1	①	4
	②	0.5
	③	0.12
	④	0.48
	⑤	0
問 2		0.3
問 3		0

問題	素点	調整後得点	偏差値
経営学 第２問	18	21.35	42.7

問題 1

問 1	イ
問 2	ア
問 3	カ
問 4	イ
問 5－1	
問 5－2	ア　イ

問題 2

問 1－1	5.4 %
問 1－2	74 億円
問 1－3	2,186.47 億円
問 2－1	① 6 %　② 735.29 億円
問 2－2	エ

問題 3

問 1－1	ゼロ ポンド
問 1－2	100.93 円
問 1－3	1.95 年
問 1－4	36.78 %
問 2－1	30 百万円
問 2－2	27 百万円

問題 4

問 1 ①	0.1
問 1 ②	0.5
問 1 ③	0.12
問 1 ④	0.01
問 1 ⑤	1
問 2	0.69
問 3	0.83

統計学 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第1問	46	31.75	63.5

問題 1

問 1

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
0.027	0.263	0.527	0.731	0.910

問 2

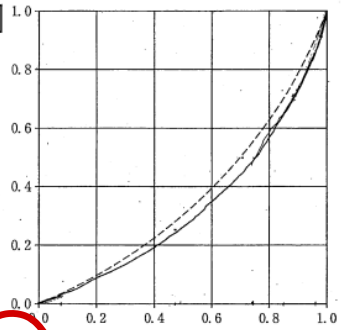

問 3 (2000 年のジニ係数)

0.291

問 4 (ローレンツ曲線・ジニ係数から分かること)

ローレンツ曲線と横軸の値が1の直線と縦軸が1の直線の面積が小さいほどジニ係数は大きくなる。

問題 2

問 1 0.0228

問 2 0.8126

問 3 0.2060

問 4 85.3

問 5 0.9793

問題 3

問 1

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	5,100	900	6,000
マンスリー	600	3,400	4,000
計	5,700	4,300	10,000

問 2 (条件付き確率)

0.79

問 3 $T =$ 4,798.04 $V =$ 0.69

問 4 女性のデータ

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	40	394	434
マンスリー	340	3,374	3,714
計	380	3,768	4,148

問 5 オッズ比

問1データ	男性データ	女性データ
32.11	1	1.01

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第1問	39	28.4	56.8

問題 1

問 1

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
0.027	0.263	0.527	0.731	0.910

問 2

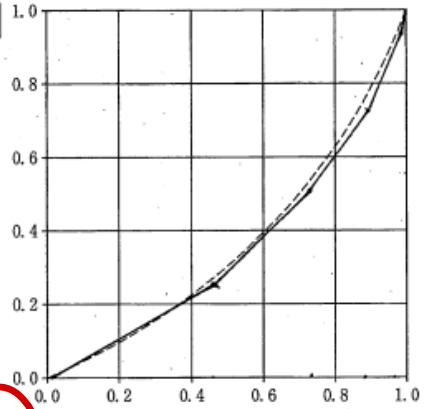

問 3

(2020 年のジニ係数)

0.291

問 4

(ローレンツ曲線・ジニ係数から分かること)

2,000年のジニ係数と2,020年のジニ係数がほぼ同等で、ローレンツ曲線が2000年の曲線と2020年の曲線とがほぼ等しいことから、2000年と2020年の間で収入格差はほぼ変わっていない。

問題 2

問 1

0.0228

問 2

0.7940

問 3

0.2060

問 4

85.3

問 5

0.8126

問題 3

問 1

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	5100	900	6000
マンスリー	600	3400	4000
計	5700	4300	10 000

問 2

(条件付き確率)

0.79

問 3

$T =$ 5496　　$V =$ 0.74

問 4

女性のデータ

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	40	394	434
マンスリー	340	3374	3714
計	380	3768	4148

問 5

オッズ比

問1データ	男性データ	女性データ
32.11	1	1.01

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第１問	40	28.85	57.7

問題 1

問 1

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
0.027	0.263	0.527	0.731	0.910

問 2

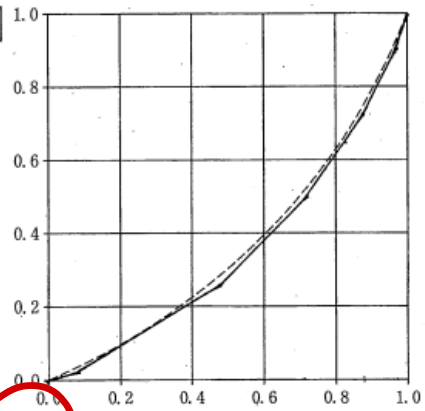

問 3

(2020年のジニ係数)

0.291

問 4

(ローレンツ曲線・ジニ係数から分かること)

ジニ係数が高い程不平等度が高く、ローレンツ曲線が完全平等線から遠ざかるほど不平等度が高い。ここで、2000年と2020年ではローレンツ曲線の形及びジニ係数はほぼ等しく、両者の不平等度にはわずかしか差がないことが分かる。

問題 2

問 1

0.0228

問 2

0.8126

問 3

0.2060

問 4

86

問 5

0.8126

問題 3

問 1

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	5,100	900	6,000
マンスリー	600	3,400	4,000
計	5,700	4,300	10,000

問 2

(条件付き確率)

0.11

問 3

$\bar{x}$ = 4,798.04　　V = 0.69

問 4

女性のデータ

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	40	394	434
マンスリー	340	3,374	3,714
計	380	3,768	4,148

問 5

オッズ比

問１データ	男性データ	女性データ
32.11	1.00	1.01

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第１問	31	24.6	49.2

問題 1

問 1

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
0.027	0.263	0.528	0.731	0.910

問 2

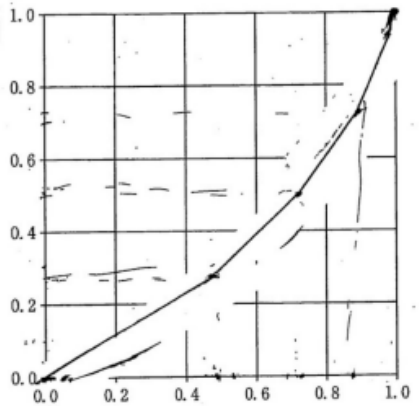

問 3

(2020 年のジニ係数)

0.290

問 4

(ローレンツ曲線・ジニ係数から分かること)

2000年と2020年を比較すると、
ジニ係数は少しだけ2020年の方が小さいため
収入の不平等度は低くなっているがほぼ変化していない。

問題 2

問 1

0.0228

問 2

0.5011

問 3

0.5784

問 4

問 5

問題 3

問 1

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	5,100	900	6,000
マンスリー	600	3,400	4,000
計	5,700	4,300	10,000

問 2

(条件付き確率)

0.79

問 3

$\pi =$

$\pi =$

問 4

女性のデータ

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	40	394	434
マンスリー	340	3,374	3,714
計	380	3,768	4,148

問 5

オッズ比

問 データ	男性データ	女性データ
32.11	1	1.01

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第１問	23.5	21	42.0

問題 1

問 1

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
0.037	0.108	0.226	0.390	0.616

問 2

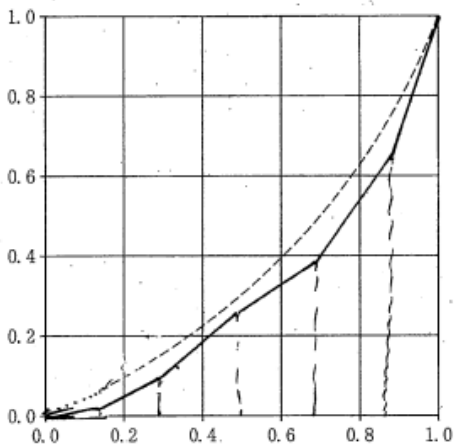

問 3

(2020 年のジニ係数)
0.483

問 4

(ローレンツ曲線・ジニ係数から分かること)
2020年のローレンツ曲線は2000年のローレンツ曲線よりも下に位置しており，また2020年のジニ係数は2000年のジニ係数よりも大きいため，不平等度は拡大しているといえる。

問題 2

問 1 0.0228

問 2 0.8126

問 3 0.1853

問 4 76.3562

問 5 0.9793

問題 3

問 1

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	5,100	900	6,000
マンスリー	600	3400	4,000
計	5,700	4,300	10,000

問 2

(条件付き確率)
0.79

問 3

$\mu =$ 4900　　$V =$ 0.70

問 4

女性のデータ

タイプ	一週間の始まり		計
	月曜	日曜	
ウィークリー	40	394	434
マンスリー	340	3,374	3,714
計	380	3,768	4,148

問 5 オッズ比

問１データ	男性データ	女性データ
32.11	1.00	1.01

問題 1

統計学 第2問

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第２問	41	33.45	66.9

問 1

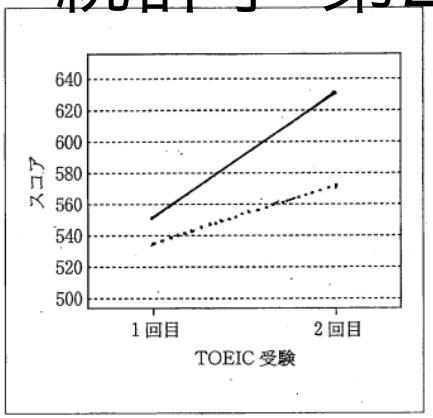

問 2

(対照群を導入する理由)
研修プログラムの効果について検証する際は、研修プログラムを受講しないこと以外の条件を揃えた対照群と、実験候群とを比較することで、研修プログラム以外の要因による影響を排除するためである。

問 3 帰無仮説 $H_0: \mu_{C1} = \mu_{C2}$ の対立仮説 $H_1: \mu_{C1} \neq \mu_{C2}$ に対する検定

検定をする意義
H_0が棄却されれば$\mu_{C1}=\mu_{C2}$でないことについて統計的に有意であることがわかり、H_0が採択されれば$\mu_{C1}=\mu_{C2}$でないことについて統計的に有意とはいえないことがわかる。

検定の詳細と結論
本検定は対立仮説より両側検定による。H_0: $\mu_{C1}=\mu_{C2}$より、以下に示す検定統計量 Z を用いることとする。

$$Z=\frac{\hat{\mu}_C}{\frac{\hat{\sigma}_C}{\sqrt{n}}}$$

（nは標本数、$\hat{\mu}_C$, $\hat{\sigma}_C$はそれぞれC_2-C_1の標本平均と標本標準偏差）

この検定統計量 Z は大標本法より、標準正規分布に従うため、Zの棄却域は有意水準5%より $|Z| \geq 1.96$ である。ここで $Z=4.096\cdots$ より、H_0は棄却される。

問 4 帰無仮説 $H_0: \mu_C = \mu_T$ の対立仮説 $H_1: \mu_C \neq \mu_T$ に対する検定

研修の効果を検討できる理由
H_0が棄却されれば$\mu_C=\mu_T$でないことについて統計的に有意であることが言える。すなわち、C_2-C_1とT_2-T_1の差には有意があり、研修プログラムの受講の有無の影響を検討できると考えられるからである。

検定の詳細と結論
本検定は対立仮説より両側検定による。今、等分散性が仮定されているため、以下に示す検定統計量 Z を用いることとする。

$$Z=\frac{\mu_C-\mu_T}{\sqrt{U(\frac{1}{m}+\frac{1}{n})}}$$

（m, nはそれぞれC_2-C_1, T_2-T_1の標本数で、U^2は両者の標本標準偏差$\hat{\sigma}_C$, $\hat{\sigma}_T$を用いて $U^2=\frac{(m-1)\hat{\sigma}_C^2+(n-1)\hat{\sigma}_T^2}{m+n-2}$ と表す。）

この検定統計量 Z は大標本法より、標準正規分布に従うため、Zの棄却域は $|Z| \geq 1.96$ である。ここで $Z=3.924\cdots$ であるため、H_0は棄却される。すなわち、$\mu_C=\mu_T$でないことについて統計的に有意であるといえる。

問題 2

問 1: 0.95957

問 2

(1)	(2)
0.09066	0.4

問題 3

問 1

	Y1	Y2	Y3	Y4
(1)	c	b	a	d
(2)	エ	ア	ウ	イ

問 2

(1)	ア	イ	ウ
	0.3537	50.8050	4.9349

(2) 54

(3) 10.39

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第２問	29.5	26.8	53.6

問題 1

問 1

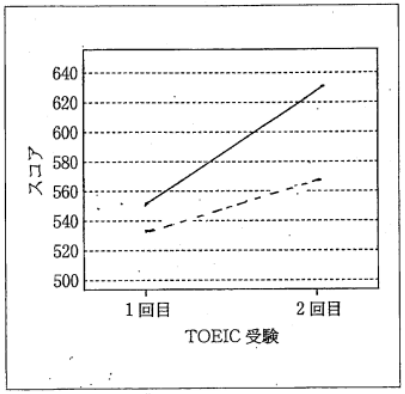

問 2

(対照群を導入する理由)

対照群を導入することによって、研修プログラムの効果があった場合に対照群とに比べた実験群への効果の程度を検討することができるためである。

問 3 帰無仮説 $H_0: \mu_{C1} = \mu_{C2}$ の対立仮説 $H_1: \mu_{C1} \neq \mu_{C2}$ に対する検定

検定をする意義

対象群について実験前と2回目のスコアを比較するためTOEICを受けるかどうかでスコアが変化するかどうかを確かめられる。

検定の詳細と結論

検定統計量として、

$$Q_3 = \frac{(535.2 - 569.5) - (\mu_{C1} - \mu_{C2})}{\sqrt{\frac{55.76^2}{100}}}$$

で用いる。Q_3は帰無仮説の下で漸近的に標準正規分布に従うため、有意水準5%の両側検定での棄却域は $|Q_3| > 1.96$ となる。Q_3は帰無仮説の下で -5.79 となり、棄却域にあるため棄却され、対立仮説が採択される。

よって、TOEICを受験することはスコアを変化させることに対して有意であるといえる。

問 4 帰無仮説 $H_0: \mu_C = \mu_T$ の対立仮説 $H_1: \mu_C \neq \mu_T$ に対する検定

研修の効果を検討できる理由

研修プログラムを受講したことによる差分と、研修プログラムを受講しないことによる差分について検討するため、研修プログラムの効果を確かめられる。

検定の詳細と結論

検定統計量として、

$$Q_4 = \frac{(77.62 - 32.30) - (\mu_T - \mu_C)}{\sqrt{\left(\frac{1}{100} + \frac{1}{100}\right) \cdot \frac{660,062.7099}{198}}}$$

で用いる。Q_4は帰無仮説の下で漸近的に標準正規分布に従うため、有意水準5%の両側検定での棄却域は $|Q_4| > 1.96$ となる。Q_4は帰無仮説の下で 5.54 となり、棄却域にあるため棄却され、対立仮説が採択される。

よって、研修プログラムの効果は有意であるといえる。

問題 2

問 1

0.95957

問 2

(1)	(2)
0.13534	0.12121

問題 3

問 1

	Y1	Y2	Y3	Y4
(1)	c	b	d	a
(2)	ウ	ア	エ	イ

問 2

	ア	イ	ウ
(1)	0.3531	50.8050	4.7349

(2) 59

41.49

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第２問	28	25.95	51.9

問題 1

問 1

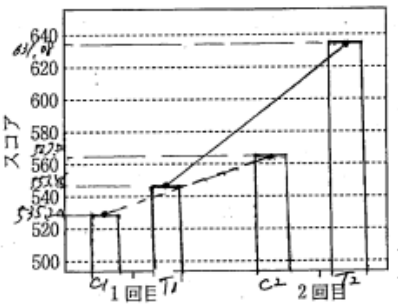

TOEIC 受験

問 2

（対照群を導入する理由）

1回目の受験から、2回目の受験までの成績の変動要因が研修プログラムの効果によるものか否かを判断するべく、実験群と対照群の成績の変化率を比較するためである。

問 3 帰無仮説 $H_0: \mu_{C1} = \mu_{C2}$ の対立仮説 $H_1: \mu_{C1} \neq \mu_{C2}$ に対する検定

検定をする意義

対照群の（1回目のスコアと2回目のスコアの間）に統計的に有意な差があるか否かを確かめるためである。

検定の詳細と結論

各回の被験者数は50名で、標本数が大きいため、

検定統計量を $z = \dfrac{\hat{C}_2 - \hat{C}_1}{55.76}$ とおく。（ただし、$\hat{C}_1, \hat{C}_2$ はそれぞれTOEICのスコアの推定量を表す）

これは H_0 の下で、標準正規分布に従うため、有意水準5%における棄却域は、$|z| > 1.96$ である。

いま、$z \approx 0.5793 < 1.96$ であるため、H_0 を棄却できない。

よって C_1 と C_2 に有意な差があるとは言えない。

問題 2

問 1

0.85957

問 2

(1)	(2)
0.13534	

問題 3

問 1

	Y1	Y2	Y3	Y4
(1)	(c)	(b)	(a)	(d)
(2)	(エ)	(ア)	(ウ)	(イ)

問 2

	ア	イ	ウ
(1)	0.3531	50.2050	4.7349

(2)	54
(3)	10.1

問 4 帰無仮説 $H_0: \mu_C = \mu_T$ の対立仮説 $H_1: \mu_C \neq \mu_T$ に対する検定

研修の効果を検討できる理由

帰無仮説の仮定の下、μ_C と μ_T との間に統計的に有意な差があった場合、対照群と実験群の違いは研修プログラムを受けたかどうかのみであることから、その差が生じた要因は研修プログラムの受講の有無であると、想定されるためである。

検定の詳細と結論

検定統計量を $T = \dfrac{\hat{\mu}_T - \hat{\mu}_C}{\sqrt{\frac{1}{100}(55.96^2 \times 99 + 54.48^2 \times 99)}}$ とおく。

ただし、$\hat{\mu}_T, \hat{\mu}_C$ は、C、Tのスコアの推定量である。

したがって T は自由度198の t分布に従う。$T \approx 0.7249$ となる。

問題	素点	調整後得点	偏差値
統計学 第２問	25	24.25	48.5

問題 1

問 1

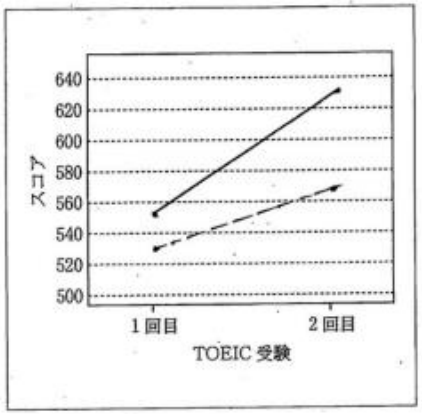

問 2

(対照群を導入する理由)

対照群がなかった場合、1回目から2回目のスコアの上昇の要因が、判明しない。対照群のスコアの上がり具合と比較することで、研修プログラムを受講したためスコアが上がっていると判明する。

問 3 帰無仮説 $H_0:\mu_{C1}=\mu_{C2}$ の対立仮説 $H_1:\mu_{C1}\neq\mu_{C2}$ に対する検定

検定をする意義

TOEIC受験の1回目と2回目でスコア平均に変化があったことを明らかにするため。

検定の詳細と結論

検定統計量として、$Z=\dfrac{\mu_C}{\sqrt{\dfrac{\sigma_C^2}{100}}}$ を用いると、帰無仮説 $H_0:\mu_{C1}=\mu_{C2}$ の下で、Zは標準正規分布に従う。ここで対立仮説より、両側検定を行い、有意水準 $\alpha=0.05$ の時、棄却域は $|Z|>1.96$ である。Zの実現値 $z_0=43.25548\cdots>1.96$ であるので帰無仮説は棄却される。

問 4 帰無仮説 $H_0:\mu_C=\mu_T$ の対立仮説 $H_1:\mu_C\neq\mu_T$ に対する検定

研修の効果を検討できる理由

プログラムを受講したものとしていないもののスコア平均に差があることが明らかになり、プログラムの受講が効果があったと明らかになる。

検定の詳細と結論

検定統計量として $T=\dfrac{\overline{X_C}-\overline{X_T}}{\sqrt{\dfrac{50S_C+50S_T}{50+50-2}\left(\dfrac{1}{50}+\dfrac{1}{50}\right)}}$ を用いる（$\overline{X_C}, \overline{X_T}$：標本平均、$S_C, S_T$：標本分散）

H_0 のもとで自由度98の t分布に従う。対立仮説より両側検定を行い、有意水準 $\alpha=0.05$ のとき、棄却域 $|T|\geq 2.\cdots$ である。

Tの実現値 t_0 は $3.89082\cdots>2.\cdots$ であるので、帰無仮説は棄却される。

問題 2

問 1 0.95957

問 2

(1)	(2)
0.10094	

問題 3

問 1

	Y1	Y2	Y3	Y4
(1)	(a)	(b)	(d)	(c)
(2)	(エ)	(ア)	(ウ)	(イ)

問 2

	ア	イ	
(1)	2.91875	50.8050	21.46
(2)	54		
(3)	39.10		

経済学 第1問

問題	素点	調整後得点	偏差値
経済学 第1問	35	29.9	59.8

問題 1

問 1: t^2

問 2: A国の輸入量: 50　財価格: 75

A国の厚生: 25

問 3: $X_{RD} = -4P + 300$

問 4: 625

問題 2

問 1: 第1期: $C_1 = Y_1 - S$　第2期: $C_2 = Y_2 + (1+r)S$

2期間の予算制約式: $C_2 = Y_2 + (1+r)(Y_1 - C_1)$

問 2: 代替効果: 貯蓄に対する第1期の消費の機会費用が発生するため貯蓄は増加する。

利子率の増加により借入利子が増加するため、借入は減少する。

所得効果: 利子率が増加することにより、消費が増えるので貯蓄は減少する。

消費は上級財であるため、所得の増加につれて上昇し、借入も増加する。

全部効果: 当期の消費を増やすため借入が増加し、貯蓄が減少する。

問 3: $t_y = \frac{t_c C_1 + t_c C_2}{Y_1}$

問 4: 第1期の消費水準: $\frac{Y_2 + (1+r)Y_1}{4(1+r)}$　第2期の消費水準: $\frac{3}{4}Y_2 + \frac{3}{4}(1+r)Y_1$

問 5: $\frac{3}{4}Y_1 = \frac{Y_2}{4(1+r)}$

問題 3

問 1: 3

問 2: 0

理由: この産業においては各企業は自由に市場へ参入でき、また自由に市場から退出することができるため、市場に超過利潤がある限り市場への参入が続けられ、超過利潤がゼロになった段階で新規参入が停止するので、長期均衡における各企業の利潤はゼロとなっている。

問 3: 3

問 4: 10

問 5: 5

問 6: 9

問 7: 6

経済学 第2問

問題	素点	調整後得点	偏差値
経済学 第２問	35	27.4	54.8

問題 1

(1) (ア) 日本銀行　(イ) 5　(ウ) コールレート

(2) (エ) 実物　(オ) 全利収差率

問題 2

(1) 正・誤

誤っている理由　サービス収支は訪日外国人客が増加したことにより黒字が拡大しているためである。

(2) 正・誤

誤っている理由　プライマリーバランスが均衡した状態とは、税収が公債の利払費を除いた政府支出と一致している状態を示すため。

(3) 正・誤

誤っている理由　名目利子率は預金から受け取る利子率を表すものであるため。

問題 3

問1　200　問2　0.8 %

問3　$\xi = \frac{4}{3}$　問4　$r^* = \sqrt{10}$

問題 4

問1　$r = 14 - 0.05Y$　問2　$r = 2 + 0.01Y$

問3　$Y = 200$　問4　$M = 175$

問5　$Y = 280$　問6　流動性のわな

問題 5

問1　$\Pi = p \cdot K^{\alpha} L^{1-\alpha} - wL - rK$

問2　$\frac{(1-\alpha)}{\alpha} \cdot \frac{K}{L} = \frac{w}{r}$

問3　$\frac{K}{L} = 2$

問4　コブ・ダグラス型の生産関数においては、Kに対するパラメータαとLに対するパラメータ1−αを合算すると1になるため、Kに対するパラメータαは資本分配率と呼ばれる。

【 M E M O 】